

令和3年度

2021
年度版

労働安全衛生法に基づく
技能講習・安全衛生教育のご案内

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)



鹿児島労働局長登録教習機関
公益社団法人 **鹿児島県労働基準協会**

〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16番16号
TEL 099-226-3621 FAX 099-226-3622
URL <http://www.kakikyo.or.jp>

鹿児島基準協会 **検索**

鹿児島教習所

〒891-0132 鹿児島市七ツ島1-6-2
TEL 099-261-6298 FAX 099-261-6299

↑
クリック



目次

■ 技能講習等年間実施計画	
令和3年度 技能講習・安全衛生教育等年間実施計画表	1
技能講習（就業制限）実施計画表	2
技能講習（作業主任者）実施計画表	3
移動式クレーン運転実技教習実施計画表	3
養成講習実施計画表	3
特別教育・その他安全衛生教育実施計画表	4
修了証の再交付・書替えのご案内	4
■ 就業制限業務講習	
●車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用） 運転技能講習	5
●小型移動式クレーン運転技能講習	6
●玉掛け技能講習	7
●フォークリフト運転技能講習	8
●高所作業車運転技能講習	9
●床上操作式クレーン運転技能講習	10
●不整地運搬車運転技能講習	10
●車両系建設機械（解体用）運転技能講習	11
●ガス溶接技能講習	12
■ 実技教習	
●移動式クレーン運転実技教習	12
■ 作業主任者講習	
●有機溶剤作業主任者技能講習	13
●特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	14
●酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	15
●石棉作業主任者技能講習	15
●乾燥設備作業主任者技能講習	16
●建築物等の鉄骨の組立等作業主任者技能講習	16
■ 特別教育	
●ローラー運転業務の特別教育	17
●クレーン運転業務の特別教育	17
●小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用） 運転業務の特別教育	18
●アーク溶接等の業務の特別教育	18
●巻上げ機の運転業務の特別教育	19
●研削といしの取替え等の業務の特別教育（自由研削用）	19
●酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育	20
●低圧電気取扱業務の特別教育	20
●粉じん作業の業務の特別教育	20
●フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	21
■ 安全管理者選任時研修	22
■ 職長教育	22
■ 養成講習	
●安全衛生推進者養成講習	23
●衛生推進者養成講習	23
■ 危険再認識教育	
●高所作業車運転業務従事者危険再認識教育	23
■ 免許試験準備講習	
●第一種衛生管理者免許試験準備講習	24
●第二種衛生管理者免許試験準備講習	24
■ 労働安全衛生法に基づく各種免許試験の ご案内(鹿児島地区出張特別試験)	24
■ 中央労働災害防止協会(中災防)の 各種研修会のご案内	
●ゼロ災運動KYTトレーナー研修	25
●職場リーダー向けリスクアセスメント研修	25
■ 受講料テキスト代のご案内（一覧表）	26
■ 講習科目の免除一覧表	27
■ 人材開発支援助成金（建設労働者技能実 習コース）のご案内	28
■ 労働基準協会への入会のご案内	29
●入会申込書	29
■ 労働基準協会支部のご案内	30
■ 鹿児島県内の労働災害防止団体のご案内	30
■ 本部・教習所、オロシティーホールのご案内	31
■ 受講手続き案内	32
■ 受講申込書	33
■ 実務経験従事証明書	34

令和3年度 技能講習・安全衛生教育等年間実施計画表

(注) 表中の教習所及びオロシティーは講習実施会場、その他は講習実施地域です。

講習名		令和3年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月
技能講習	車両系建設機械運転（整地等）	教習所 鹿屋	教習所	教習所 教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所		教習所	教習所	
	車両系建設機械運転（解体用）	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所
	フォークリフト運転	教習所	教習所 教習所	鹿屋	教習所	教習所 教習所		教習所	教習所 教習所		教習所 教習所	教習所	
	不整地運搬車運転			鹿屋			教習所				教習所		
	小型移動式クレーン運転	教習所	教習所	教習所	薩摩川内 鹿屋	教習所 徳之島 種子島	横川 岩川	教習所	教習所		教習所		教習所
	床上操作式クレーン運転	教習所	教習所		教習所	教習所		教習所	教習所		教習所	教習所	
	玉掛け	教習所	教習所 鹿屋	教習所 教習所	徳之島	教習所	教習所 薩摩川内	教習所 岩川	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所
	高所作業車運転	教習所	教習所 鹿屋	教習所	教習所	薩摩川内	教習所	教習所		教習所		教習所	
	ガス溶接			教習所			教習所			教習所			教習所
	有機溶剤作業主任者			オロシティー		オロシティー		オロシティー		オロシティー		教習所	
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所		教習所		教習所	
	特化物・四アルキル鉛等作業主任者		オロシティー		オロシティー	オロシティー	オロシティー		奄美 鹿屋	オロシティー	教習所	教習所	教習所
	石綿作業主任者				教習所							教習所	
特別教育	乾燥設備作業主任者							教習所					
	建築物等の鉄骨の組立等作業主任者						教習所						
	移動式クレーン運転実技教習	教習所						教習所		教習所		教習所	
	小型車両系建設機械運転（整地等）		教習所						教習所				
	ローラー運転				教習所				教習所				
	クレーン運転		教習所		教習所	教習所		教習所	教習所		教習所		教習所
	アーク溶接等	教習所		教習所			教習所		教習所		教習所		
	研削といし（自由研削用）		教習所			教習所		教習所			教習所		教習所
	巻上げ機運転				教習所					教習所			
	低圧電気取扱業務			教習所			教習所			教習所			教習所
	酸素欠乏・硫化水素危険作業	教習所											
	粉じん作業					教習所							
	フルハーネス型墜落制止用器具	教習所		教習所			教習所		教習所		教習所		
養成講習	安全衛生推進者			オロシティー				教習所				教習所	
	衛生推進者					オロシティー				オロシティー			
その他教育	安全管理者選任時研修			教習所			教習所				教習所		
	職長教育		教習所		教習所	教習所		教習所		教習所			教習所
準備講習	第1種衛生管理者準備講習		オロシティー										
	第2種衛生管理者準備講習			オロシティー									

※教習所（鹿児島教習所：鹿児島市七ツ島 1-6-2 電話 099-261-6298） 案内図（P31 参照）

※オロシティー（鹿児島総合卸商業団地協同組合：鹿児島市卸本町 6-12 電話 099-260-2111） 案内図（P31 参照）

技能講習（就業制限）実施計画表

(注) 表中の上欄期日は講習日、中欄は受付日、下欄は講習実施会場です。

講習名		月	令和3年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月
就業制限 (運転)業務	車両系建設機械運転 (整地運搬積込み用及び掘削用)		19～23 3/22～26 教習所 8～9㊟ 12～16㊟ 3/8～10 鹿屋市 受付は 鹿屋支部	17～21 4/19～23 教習所	7～11 5/10～14 教習所 14～18 5/10～14 教習所	12～16 6/14～18 教習所	16～20 7/12～16 教習所	6～10 8/2～6 教習所	18～22 9/21～24 教習所	15～19 10/18～22 教習所		24～28 12/20～24 教習所	14～18 1/17～21 教習所	
	車両系建設機械運転 (解体用)		30 4/5～9 教習所	6 4/5～9 教習所	4 4/26～30 教習所	26 6/28～7/2 教習所	10 7/12～16 教習所	17 8/16～20 教習所	11 9/13～17 教習所	22 10/25～29 教習所	6 11/8～12 教習所	24 12/20～24 教習所	25 1/24～28 教習所	11 2/7～10 教習所
	小型移動式 クレーン運転		26～28 4/5～9 教習所	24～26 4/19～23 教習所	21～23 5/24～28 教習所	5～7 5/31～6/4 薩摩川内市 受付は 川内支部 12～14 6/14～16 鹿屋市 受付は 鹿屋支部	5～7 6/28～7/2 天城町 受付は 大島支部 23～25 7/19～21 教習所 31～9/2 7/19～21 西之表市 受付は 種子島支部	6～8 7/26～30 霧島市 受付は 加治木支部 14～16 8/2～6 曾於市 受付は 志布志支部	12～14 9/13～17 教習所	1～4 10/4～8 教習所		11～13 12/6～10 教習所		7～9 2/7～10 教習所
	床上操作式クレーン運転		5～7 3/8～12 教習所	31～6/2 4/26～30 教習所		26～28 6/28～7/2 教習所	30～9/1 7/26～30 教習所		4～6 9/6～10 教習所	1～4 10/4～8 教習所		11～13 12/6～10 教習所	28～3/2 1/31～2/4 教習所	
	高所作業車運転 (普通自動車運転免許所持者対象)		26～27 4/5～9 教習所	6～7 3/22～24 鹿屋市 受付は 鹿屋支部 18～19 4/19～23 教習所	28～29 5/31～6/4 教習所	19～20 6/21～25 教習所	23～24 7/19～21 薩摩川内市 受付は 川内支部	13～14 8/16～20 教習所	11～12 9/13～17 教習所		20～21 11/22～26 教習所		21～22 1/24～28 教習所	
	不整地運搬車運転				7～8 5/6～7 鹿屋市 受付は 鹿屋支部			21～22 8/23～27 教習所				6～7 11/29～12/3 教習所		
	フォークリフト運転 (普通自動車運転免許所持者対象)		5～9 3/8～12 教習所	10～14 4/12～16 教習所 31～6/4 4/26～30 教習所	21～25 5/19～21 鹿屋市 受付は 鹿屋支部	5～9 6/7～11 教習所	2～6 7/5～9 教習所 30～9/3 7/26～30 教習所		4～8 9/6～10 教習所	8～12 10/11～15 教習所 29～12/3 11/1～5 教習所		17～21 12/13～17 教習所 31～2/4 1/4～7 教習所	28～3/4 1/31～2/4 教習所	
就業制限 業務	玉 掛 け		19～21 3/22～26 教習所	10～12 4/12～16 教習所 17～19 4/14～16 鹿屋市 受付は 鹿屋支部	7～9 5/10～14 教習所 28～30 5/31～6/4 教習所	29～31 6/21～25 天城町 受付は 大島支部	16～18 7/12～16 教習所	6～8 8/2～6 教習所 27～29 8/23～27 薩摩川内市 受付は 川内支部 25～27 9/27～10/1 教習所	19～21 9/27～10/1 曾於市 受付は 志布志支部	15～17 10/18～22 教習所	13～15 11/15～19 教習所	17～19 12/13～17 教習所	7～9 1/11～14 教習所	14～16 2/14～18 教習所
	ガ ス 溶 接				16～17 5/17～21 教習所			27～28 8/30～9/3 教習所			27～28 11/22～26 教習所			22～23 2/21～25 教習所
						霧島			薩摩川内 曾於					

[登録の有効期間の満了日 2024.3.30]

技能講習（作業主任者）実施計画表

(注) 表中の上欄期日は講習日、中欄は受付日、下欄は講習実施会場です。

講習名		月	令和3年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月
作業主任者選任	有機溶剤 作業主任者			24～25 5/24～28 オロシティー		5～6 7/5～9 オロシティー		21～22 9/21～24 オロシティー		16～17 11/15～19 オロシティー		9～10 1/11～14 教習所		
	酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者		26～28 4/26～30 教習所	16～18 5/17～21 教習所	28～30 6/28～7/2 教習所	25～27 7/19～21 教習所	29～10/1 8/30～9/3 教習所	27～29 9/27～10/1 教習所		22～24 11/22～26 教習所		16～18 1/17～21 教習所		
	石綿作業主任者				8～9 6/7～11 教習所							3～4 1/4～7 教習所		
	特定化学物質及び四ア ルキル鉛等作業主任者		13～14 4/12～16 オロシティー		15～16 6/14～18 オロシティー	19～20 7/12～16 オロシティー	9～10 8/2～6 オロシティー		10～11 10/4～8 奄美市 受付は 大島支部 25～26 10/18～20 鹿屋市 受付は 鹿屋支部	9～10 11/8～12 オロシティー	27～28 12/20～24 教習所	24～25 1/24～28 教習所	17～18 2/14～18 教習所	
	乾燥設備 作業主任者							7～8 9/6～10 教習所						
	建築物等の鉄骨の 組立等作業主任者						27～28 8/30～9/3 教習所							

[登録の有効期間の満了日 2024.3.30]

移動式クレーン運転実技教習実施計画表

(注) 表中の上欄期日は教習日、中欄は受付日、下欄は教習実施会場です。

講習名		月	令和3年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月
教習	移動式クレーン運転実技 (5トン以上) [実技免除]		12～17 3/15～19 教習所						25～30 9/27～10/1 教習所		6～11 11/8～12 教習所		14～19 1/17～21 教習所	

[登録の有効期間の満了日 2024.3.30]

養成講習実施計画表

(注) 表中の上欄期日は講習日、中欄は受付日、下欄は講習実施会場です。

講習名		月	令和3年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月
養成講習	安全衛生推進者			3～4 4/26～30 オロシティー					14～15 9/13～17 教習所				21～22 1/24～28 教習所	
	衛生推進者					27 7/19～21 オロシティー					27 11/22～26 オロシティー			

[登録の有効期間の満了日 2024.9.29]

特別教育・その他安全衛生教育実施計画表

(注) 表中の上欄期日は講習日、中欄は受付日、下欄は講習実施会場です。

講習名		令和3年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月
特 別 教 育	小型車両系建設機械運転 (整地・運搬積み込み用及び掘削用)		6～7 4/5～9 教習所						24～25 10/25～29 教習所				
	ローラー運転				26～27 6/28～7/2 教習所				25～26 10/25～29 教習所				
	巻上げ機の運転				13～14 6/14～18 教習所					20～21 11/22～26 教習所			
	研削といしの取替え等 (自由研削用)		17 4/19～23 教習所			11 7/12～16 教習所		15 9/13～17 教習所			6 11/29～12/3 教習所		14 2/14～18 教習所
	アーク溶接等 申込者多数の場合は、3日目の実技を受付順に延長して実施します。	13～15 3/15～19 教習所		22～24 5/24～28 教習所			14～16 8/16～20 教習所		8～10 10/11～15 教習所		25～27 12/20～24 教習所		
	クレーン運転 (つり上げ荷重5t未満) 申込者多数の場合は、2日目の実技を受付順に延長して実施します。		24～25 4/19～23 教習所		5～6 6/7～11 教習所	2～3 7/5～9 教習所		18～19 9/21～24 教習所	29～30 11/1～5 教習所		31～2/1 1/4～7 教習所		7～8 2/7～10 教習所
	酸素欠乏・硫化水素危険作業	30 4/5～9 教習所											
	粉じん作業					10 7/12～16 教習所							
	低圧電気取扱作業			2～3 4/26～30 教習所			29～30 8/30～9/3 教習所			13～14 11/15～19 教習所			15～16 2/14～18 教習所
準 備 講 習	第一種衛生管理者試験	12 3/15～19 教習所		21 5/24～28 教習所			24 8/23～27 教習所		22 10/25～29 教習所		24 12/20～24 教習所		
	第二種衛生管理者試験		19～21 4/19～23 オロシティー										
	職 長 教 育		6～7 4/5～9 教習所		1～2 5/31～6/4 教習所	11～12 7/12～16 教習所		21～22 9/21～24 教習所		16～17 11/15～19 教習所			22～23 2/21～25 教習所
	安全管理者選任時研修			14～15 5/17～21 教習所			21～22 8/23～27 教習所				13～14 12/6～10 教習所		
そ の 他 の 教 育	ゼロ災害運動危険予知 活動トレーナー研修会			10～11 鹿児島市									
	職場リーダー向け リスクアセスメント研修								10 鹿児島市				
再 認 識	高 所 作 業 車												

希望者が集まり次第随時実施します

修了証の再交付・書替えのご案内

1. 当協会の実施する講習を修了した方で、修了証を紛失、滅失等された方は、再交付ができます。
2. 氏名を変更したときは、修了証の書替えが必要です。
3. 再交付・書替え申請をされる際はお手数でも、当協会講習を修了されているか事前に本人が下記に照会して下さい。確認が出来次第、再交付・書替え申請書を郵送又はFAXで送付します。

〔照会先〕 本部事務局 TEL：099-226-3621 鹿児島教習所 TEL：099-261-6298

4. 修了証の再交付・書替え申請をされる場合は、申請書に必要事項を記入のうえ写真及び本人確認書類を添付し、返信用封筒（404円切手貼付）と手数料1,500円（講習1件につき）を添えて本部事務局まで持参又は郵送して下さい。確認の上、後日、簡易書留で送付致します。

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習 [登録番号 1-14]

●講習期間 ●全科目受講者5日間 (8:30～18:00)
●科目免除者2日間
終了時刻は予定時間であり延びる場合があります。

機体重量が3トン以上の労働安全衛生法施行令別表第七第一号、二号に掲げる建設機械で動力を用い、かつ不特定の場所に自走することができるものの運転の業務に必要な講習です。（道路上を走行させる運転を除く）

講習日程 受付期間

鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）実施分

表示例：●科目免除受講者コース

●全科目受講者コース

定員

●全	講習日	令和3年4月19日(月)～4月20日(火)	20名
	講習日	令和3年4月19日(月)～4月23日(金)	30名
	受付日	令和3年3月22日(月)～3月26日(金)	
●全	講習日	令和3年5月17日(月)～5月18日(火)	20名
	講習日	令和3年5月17日(月)～5月21日(金)	30名
	受付日	令和3年4月19日(月)～4月23日(金)	
●全	講習日	令和3年6月7日(月)～6月8日(火)	20名
	講習日	令和3年6月7日(月)～6月11日(金)	30名
	受付日	令和3年5月10日(月)～5月14日(金)	
●全	講習日	令和3年6月14日(月)～6月15日(火)	20名
	講習日	令和3年6月14日(月)～6月18日(金)	30名
	受付日	令和3年5月10日(月)～5月14日(金)	
●全	講習日	令和3年7月12日(月)～7月13日(火)	20名
	講習日	令和3年7月12日(月)～7月16日(金)	30名
	受付日	令和3年6月14日(月)～6月18日(金)	
●全	講習日	令和3年8月16日(月)～8月17日(火)	20名
	講習日	令和3年8月16日(月)～8月20日(金)	30名
	受付日	令和3年7月12日(月)～7月16日(金)	
●全	講習日	令和3年9月6日(月)～9月7日(火)	20名
	講習日	令和3年9月6日(月)～9月10日(金)	30名
	受付日	令和3年8月2日(月)～8月6日(金)	
●全	講習日	令和3年10月18日(月)～10月19日(火)	20名
	講習日	令和3年10月18日(月)～10月22日(金)	30名
	受付日	令和3年9月21日(火)～9月24日(金)	
●全	講習日	令和3年11月15日(月)～11月16日(火)	20名
	講習日	令和3年11月15日(月)～11月19日(金)	30名
	受付日	令和3年10月18日(月)～10月22日(金)	
●全	講習日	令和4年1月24日(月)～1月25日(火)	20名
	講習日	令和4年1月24日(月)～1月28日(金)	30名
	受付日	令和3年12月20日(月)～12月24日(金)	
●全	講習日	令和4年2月14日(月)～2月15日(火)	20名
	講習日	令和4年2月14日(月)～2月18日(金)	20名
	受付日	令和4年1月17日(月)～1月21日(金)	

鹿屋市実施分

(当協会鹿屋支部（鹿屋市西原4-14-22 TEL0994-40-9055）で受付)

●全	講習日	令和3年4月8日(木)～4月9日(金)	30名
	講習日	令和3年4月12日(月)～4月16日(金)	30名
	受付日	令和3年3月8日(月)～3月10日(水)	



掘削作業中のトラクターショベル（タイヤ式）



ブルドーザーによる押土作業



バックホー（0.25m³）による掘削作業

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

●全科目受講者

- ・会員事業所 ⇨ 66,430円
- ・一般 ⇨ 67,430円

●科目免除者

- ・会員事業所 ⇨ 36,730円
- ・一般 ⇨ 37,730円

- 内訳
- ・全科目受講者受講料 ⇨ 66,000円
 - ・科目免除者受講料 ⇨ 36,300円
 - ・テキスト代 会員 ⇨ 430円
 - ・一般 ⇨ 1,430円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。

(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

科目免除者

次のいずれか一つに該当する方は、免除申請により講習科目の一部が免除されます。

- 大型特殊自動車運転免許等所持者
- 不整地運搬車運転技能講習修了者
- 小型車両系（整地等）運転特別教育修了後3ヶ月以上の従事経験者（下記の書類が必要です）
 - ①小型車両系（整地等）運転特別教育学科・実技修了証写し
 - ②普通自動車運転免許証等写し
 - ③実務経験従事証明書（3ヶ月以上の小型車両系運転業務従事証明）
 （申込書裏面）

講習科目

- 学科※(1)走行に関する装置の構造及び取り扱いの知識（4時間）
(2)作業に関する装置の構造及び取り扱い作業方法の知識（5時間）
(3)運転に必要な一般知識（3時間）
(4)関係法令（1時間）
(5)学科修了試験（1時間）

- 実技※(1)走行の操作（20時間）
(2)作業装置の操作（5時間）
(3)実技修了試験

※印が免除申請により免除される科目です。

受講対象者 満18歳以上

人材開発支援
助成金

助成金対象講習
(P28参照)

修了証

所定の講習科目を修了し、学科及び実技試験に合格された方に即日又は郵送により修了証を交付します。

労働安全衛生法施行令 別表第七 建設機械（第十条、第十三条、第二十条関係）

一、整地・運搬・積込み用機械 二、掘削用機械

- | | |
|---------------|-------------|
| 1. ブル・ドーザー | 1. パワーショベル |
| 2. モーター・グレーダー | 2. ドラグ・ショベル |
| 3. トラクターショベル | 3. ドラグライン |
| 4. ずり積機 | 4. クラムシェル |
| 5. スクレーパー | 5. バケット掘削機 |
| 6. スクレープ・ドーザー | 6. トレンチャー |
| 7. その他 | 7. その他 |

小型移動式クレーン運転技能講習 [登録番号 1-11]

●講習期間 / 3日間

学科1日目: 9:00 ~ 17:30
2日目: 9:00 ~ 17:30
実技3日目: 8:30 ~ 18:00
終了時刻は予定時間であり延びる場合があります。

つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転の業務に必要な講習です。
(道路上を走行させる運転を除く)

3日目(※付)が実技講習になります。受付期間内で申込者多数の場合は、表記日程と異なり、実技日を変更し、最大定員まで受け付けます。

4月例: 4月26・27・28日
→ 4月26・27・30日

※申込が一定数超える毎に上記のように実技日が変更になります。

講習日程 受付期間

鹿児島教習所(鹿児島市七ツ島)実施分

定員 最大定員

講習日	令和3年4月26日(月)・27日(火)・28日(水)※	20名	50名
受付日	令和3年4月5日(月)～4月9日(金)		
講習日	令和3年5月24日(月)・25日(火)・26日(水)※	30名	70名
受付日	令和3年4月19日(月)～4月23日(金)		
講習日	令和3年6月21日(月)・22日(火)・23日(水)※	30名	70名
受付日	令和3年5月24日(月)～5月28日(金)		
講習日	令和3年8月23日(月)・24日(火)・25日(水)※	30名	70名
受付日	令和3年7月19日(月)～7月21日(水)		
講習日	令和3年10月12日(火)・13日(水)・14日(木)※	30名	60名
受付日	令和3年9月13日(月)～9月17日(金)		
講習日	令和3年11月1日(月)・2日(火)・4日(木)※	30名	60名
受付日	令和3年10月4日(月)～10月8日(金)		
講習日	令和4年1月11日(火)・12日(水)・13日(木)※	30名	60名
受付日	令和3年12月6日(月)～12月10日(金)		
講習日	令和4年3月7日(月)・8日(火)・9日(水)※	30名	70名
受付日	令和4年2月7日(月)～2月10日(木)		

薩摩川内市実施分

(当協会川内支部(薩摩川内市若葉町4-12 TEL0996-25-1377)で受付)

講習日	令和3年7月5日(月)・6日(火)・7日(水)	30名
受付日	令和3年5月31日(月)～6月4日(金)	

鹿屋市実施分

(当協会鹿屋支部(鹿屋市西原4-14-22 TEL0994-40-9055)で受付)

講習日	令和3年7月12日(月)・13日(火)・14日(水)	30名
受付日	令和3年6月14日(月)～6月16日(水)	

徳之島実施分

(当協会大島支部(奄美市名瀬港町15-1 軸会館 TEL0997-53-5487)で受付)

講習日	令和3年8月5日(木)・6日(金)・7日(土)※	20名	30名
受付日	令和3年6月28日(月)～7月2日(金)		

種子島実施分

(当協会種子島支部(西之表市西之表16,388 TEL0997-22-2736)で受付)

講習日	令和3年8月31日(火)・9月1日(水)・2日(木)	30名
受付日	令和3年7月19日(月)～7月21日(水)	

霧島市実施分

(当協会加治木支部(始良市加治木町新富町102-2 TEL0995-63-1030)で受付)

講習日	令和3年9月6日(月)・7日(火)・8日(水)	30名
受付日	令和3年7月26日(月)～7月30日(金)	

曾於市実施分

(当協会志布志支部(志布志市志布志町志布志3225-3 TEL099-472-4877)で受付)

講習日	令和3年9月14日(火)・15日(水)・16日(木)	30名
受付日	令和3年8月2日(月)～8月6日(金)	



積載型トラッククレーン(つり上げ荷重2.93t)で定められたコースを慎重に運転する受講生

移動式クレーンの種類

- (1) トラッククレーン(積載型を含む)
- (2) ホイールクレーン(ラフテレーンクレーンを含む)
- (3) クローラクレーン
- (4) その他、鉄道クレーン、浮きクレーン

受講料・テキスト代

(税込み合計金額)

●全科目受講者

- ・会員事業所 ⇒ 28,970円
- ・一般 ⇒ 29,970円

●科目免除者

- ・会員事業所 ⇒ 26,770円
- ・一般 ⇒ 27,770円

- 内訳
- ・全科目受講者受講料 ⇒ 28,600円
 - ・科目免除者受講料 ⇒ 26,400円
 - ・テキスト代 会員 ⇒ 370円
 - ・一般 ⇒ 1,370円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

科目免除者

次のいずれか一つに該当する方は、免除申請により講習科目の一部が免除されます。

- 玉掛け技能講習修了者
- 床上操作式クレーン運転技能講習修了者
- クレーン・デリック運転士免許所持者
- 揚貨装置運転士免許所持者

講習科目

- 学科
- (1) 小型移動式クレーンに関する知識(6時間)
 - (2) 原動機及び電気に関する知識(3時間)
 - ※(3) 運転に必要な力学に関する知識(3時間)
 - (4) 関係法令(1時間)
 - (5) 学科修了試験(1時間)

- 実技
- (1) 小型移動式クレーンの運転(6時間)
 - ※(2) 運転のための合図(1時間)
 - (3) 実技修了試験

※印が免除申請により免除される科目です。

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援 助成金

助成金対象講習
(P28参照)

修了証

所定の講習科目を修了し、学科及び実技試験に合格された方に即日又は郵送により修了証を交付します。

玉 掛 け 技 能 講 習

登録番号
1-18

●講習期間／3日間
学科 1日目：9:00～17:30
2日目：9:00～17:30
実技 3日目：8:30～18:00
終了時刻は予定時間であり延びる場合があります。

制限荷重が1トン以上の揚貨装置又は、つり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくは、デリックの玉掛けの業務に必要な講習です。

3日目(※付)が実技講習になります。受付期間内で申込者多数の場合は、表記日程と異なり、実技日を変更し、最大定員まで受け付けます。

4月例：4月19・20・21日→4月19・20・22日
→4月19・20・23日

※申込が一定数超える毎に上記のように実技日が変更になります。

講習日程 受付期間

鹿児島教習所(鹿児島市七ツ島)実施分

定員 最大定員

講習日	令和3年4月19日(月)・20日(火)・21日(水)※	20名	60名
受付日	令和3年3月22日(月)～3月26日(金)		
講習日	令和3年5月10日(月)・11日(火)・12日(水)※	20名	60名
受付日	令和3年4月12日(月)～4月16日(金)		
講習日	令和3年6月7日(月)・8日(火)・9日(水)※	20名	60名
受付日	令和3年5月10日(月)～5月14日(金)		
講習日	令和3年6月28日(月)・29日(火)・30日(水)※	30名	70名
受付日	令和3年5月31日(月)～6月4日(金)		
講習日	令和3年8月16日(月)・17日(火)・18日(水)※	20名	70名
受付日	令和3年7月12日(月)～7月16日(金)		
講習日	令和3年9月6日(月)・7日(火)・8日(水)※	20名	70名
受付日	令和3年8月2日(月)～8月6日(金)		
講習日	令和3年10月25日(月)・26日(火)・27日(水)※	20名	60名
受付日	令和3年9月27日(月)～10月1日(金)		
講習日	令和3年11月15日(月)・16日(火)・17日(水)※	30名	70名
受付日	令和3年10月18日(月)～10月22日(金)		
講習日	令和3年12月13日(月)・14日(火)・15日(水)※	20名	60名
受付日	令和3年11月15日(月)～11月19日(金)		
講習日	令和4年1月17日(月)・18日(火)・19日(水)※	20名	60名
受付日	令和3年12月13日(月)～12月17日(金)		
講習日	令和4年2月7日(月)・8日(火)・9日(水)※	30名	60名
受付日	令和4年1月11日(火)～1月14日(金)		
講習日	令和4年3月14日(月)・15日(火)・16日(水)※	30名	70名
受付日	令和4年2月14日(月)～2月18日(金)		

鹿屋市実施分

(当協会鹿屋支部(鹿屋市西原4-14-22 TEL0994-40-9055)で受付)

講習日	令和3年5月17日(月)・18日(火)・19日(水)	30名
受付日	令和3年4月14日(水)～4月16日(金)	

徳之島実施分

(当協会大島支部(奄美市名瀬港町15-1 絢会館ビル TEL0997-53-5487)で受付)

講習日	令和3年7月29日(水)・30日(金)・31日(土)※	20名	30名
受付日	令和3年6月21日(月)～6月25日(金)		

薩摩川内市実施分

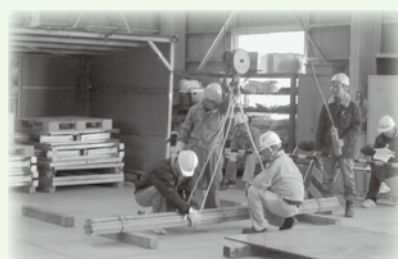
(当協会川内支部(薩摩川内市若葉町4-12 TEL0996-25-1377)で受付)

講習日	令和3年9月27日(月)・28日(火)・29日(水)	30名
受付日	令和3年8月23日(月)～8月27日(金)	

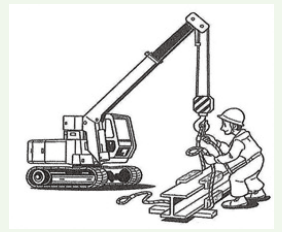
曾於市実施分

(当協会志布志支部(志布志市志布志町志布志3225-3 TEL099-472-4877)で受付)

講習日	令和3年10月19日(火)・20日(水)・21日(木)	30名
受付日	令和3年9月27日(月)～10月1日(金)	



つり荷のバランスを取り水平に上げることが必要とされる玉掛け作業



「玉掛けの業務」とは、つり具(ワイヤーロープ、チェーン等)を用いて行う、荷かけ及び荷はずしの業務です。
全登協「玉掛け教本」より

科目免除者

次のいずれか一つに該当する方は、免除申請により講習科目の一部が免除されます。

- 小型移動式クレーン運転技能講習修了者
- 床上操作式クレーン運転技能講習修了者
- クレーン・デリック運転士免許所持者
- 移動式クレーン運転士免許所持者
- 揚貨装置運転士免許所持者

講習科目

- 学科 (1)クレーン等に関する知識(1時間)
※(2)力学に関する知識(3時間)
(3)クレーン等の玉掛けの方法(7時間)
(4)関係法令(1時間)
(5)学科修了試験(1時間)
- 実技 (1)クレーン等の玉掛け(6時間)
※(2)運転のための合図(1時間)
(3)実技修了試験
- ※印が免除申請により免除される科目です。

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

●全科目受講者

- ・会員事業所 ⇒ 22,470円
- ・一般 ⇒ 23,470円

●科目免除者

- ・会員事業所 ⇒ 20,270円
- ・一般 ⇒ 21,270円

- 内訳
- ・全科目受講者受講料 ⇒ 22,000円
 - ・科目免除者受講料 ⇒ 19,800円
 - ・テキスト代 会員 ⇒ 470円
 - ・一般 ⇒ 1,470円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援 助成金

助成金対象講習
(P28参照)

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

修了証

所定の講習科目を修了し、学科及び実技試験に合格された方に即日又は郵送により修了証を交付します。

フォークリフト運転技能講習

登録番号
1-21

●講習期間 / ●普通自動車運転免許所持者5日間 [学科1日目: 9:00~17:30]
●大型特殊自動車運転免許所持者2日間 [実技2日目以降: 8:30~17:00]
終了時刻は予定時間であり延びる場合があります。

最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転の業務に必要な講習です。(道路上を走行させる運転を除く)

講習日程
受付期間

鹿児島教習所(鹿児島市七ツ島)実施分

表示例: 大 大型特殊自動車運転免許等所持者コース

普 普通自動車運転免許等所持者コース

定員

大	講習日	令和3年4月5日(月)~4月6日(火)	10名
普	講習日	令和3年4月5日(月)~4月9日(金)	40名
	受付日	令和3年3月8日(月)~3月12日(金)	

大	講習日	令和3年5月10日(月)~5月11日(火)	10名
普	講習日	令和3年5月10日(月)~5月14日(金)	40名
	受付日	令和3年4月12日(月)~4月16日(金)	

大	講習日	令和3年5月31日(月)~6月1日(火)	10名
普	講習日	令和3年5月31日(月)~6月4日(金)	40名
	受付日	令和3年4月26日(月)~4月30日(金)	

大	講習日	令和3年7月5日(月)~7月6日(火)	10名
普	講習日	令和3年7月5日(月)~7月9日(金)	40名
	受付日	令和3年6月7日(月)~6月11日(金)	

大	講習日	令和3年8月2日(月)~8月3日(火)	10名
普	講習日	令和3年8月2日(月)~8月6日(金)	40名
	受付日	令和3年7月5日(月)~7月9日(金)	

大	講習日	令和3年8月30日(月)~8月31日(火)	10名
普	講習日	令和3年8月30日(月)~9月3日(金)	40名
	受付日	令和3年7月26日(月)~7月30日(金)	

大	講習日	令和3年10月4日(月)~10月5日(火)	10名
普	講習日	令和3年10月4日(月)~10月8日(金)	40名
	受付日	令和3年9月6日(月)~9月10日(金)	

大	講習日	令和3年11月8日(月)~11月9日(火)	10名
普	講習日	令和3年11月8日(月)~11月12日(金)	40名
	受付日	令和3年10月11日(月)~10月15日(金)	

大	講習日	令和3年11月29日(月)~11月30日(火)	10名
普	講習日	令和3年11月29日(月)~12月3日(金)	40名
	受付日	令和3年11月1日(月)~11月5日(金)	

大	講習日	令和4年1月17日(月)~1月18日(火)	10名
普	講習日	令和4年1月17日(月)~1月21日(金)	40名
	受付日	令和3年12月13日(月)~12月17日(金)	

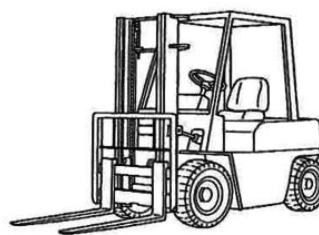
大	講習日	令和4年1月31日(月)~2月1日(火)	10名
普	講習日	令和4年1月31日(月)~2月4日(金)	40名
	受付日	令和4年1月4日(火)~1月7日(金)	

大	講習日	令和4年2月28日(月)~3月1日(火)	10名
普	講習日	令和4年2月28日(月)~3月4日(金)	40名
	受付日	令和4年1月31日(月)~2月4日(金)	

鹿屋市実施分

(当協会鹿屋支部(鹿屋市西原4-14-22 TEL0994-40-9055)で受付)

普	講習日	令和3年6月21日(月)~6月25日(金)	30名
	受付日	令和3年5月19日(水)~5月21日(金)	



カウンターバランスフォークリフト

リーチフォークリフト
全登協「フォークリフト運転教本」より

受講対象者

満18歳以上の方で普通自動車運転免許等所持者
(申し込み時に自動車運転免許証の写しが必要です。)

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

●普通自動車運転免許所持者

- ・会員事業所 ⇨ 31,450円
- ・一般 ⇨ 32,450円

●大型特殊自動車運転免許所持者

- ・会員事業所 ⇨ 20,450円
- ・一般 ⇨ 21,450円

内訳

- ・普通自動車運転免許所持者受講料 ⇨ 30,800円
- ・大型特殊自動車運転免許所持者受講料 ⇨ 19,800円
- ・テキスト代 会員 ⇨ 650円
- 一般 ⇨ 1,650円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に
申し込み下さい。
(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

科目免除者

次に該当する方は、免除申請により講習科目の一部が免除されます。

- 大型特殊自動車運転免許等所持者
(カタピラ車限定を除く)

講習科目

- 学科 (1)荷役に関する装置の構造及び取り扱いの知識(4時間)
(2)運転に必要な力学に関する知識(2時間)
(3)関係法令(1時間)
(4)学科修了試験(1時間)

- 実技※(1)走行の操作(20時間)
(2)荷役の操作(4時間)
(3)実技修了試験

※印が免除申請により免除される科目です。

修了証

所定の講習科目を修了し、学科及び実技試験に合格された方に即日又は郵送により修了証を交付します。

高所作業車運転技能講習 [登録番号 1-17]

●講習期間 / 2日間 (学科1日目: 8:30~18:00) (実技2日目: 8:30~18:00)
終了時刻は予定時間であり延びる場合があります。

作業床の高さが、10m以上の高所作業車の運転の業務に必要な講習です。(道路上を走行させる運転を除く)

2日目(※付)が実技講習になります。受付期間内で申込者多数の場合は、表記日程と異なり、実技日を変更し、最大定員まで受け付けます。

4月例: 4月26・27日→4月26・28日

※申込が一定数を超える毎に上記のように実技日が変更になります。

講習日程 受付期間

鹿児島教習所(鹿児島市七ツ島)実施分

定員 最大定員

講習日	令和3年4月26日(月)・27日(火)※	30名	60名
受付日	令和3年4月5日(月)~4月9日(金)		
講習日	令和3年5月18日(火)・19日(水)※	30名	70名
受付日	令和3年4月19日(月)~4月23日(金)		
講習日	令和3年6月28日(月)・29日(火)※	30名	50名
受付日	令和3年5月31日(月)~6月4日(金)		
講習日	令和3年7月19日(月)・20日(火)※	30名	50名
受付日	令和3年6月21日(月)~6月25日(金)		
講習日	令和3年9月13日(月)・14日(火)※	30名	70名
受付日	令和3年8月16日(月)~8月20日(金)		
講習日	令和3年10月11日(月)・12日(火)※	30名	50名
受付日	令和3年9月13日(月)~9月17日(金)		
講習日	令和3年12月20日(月)・21日(火)※	30名	70名
受付日	令和3年11月22日(月)~11月26日(金)		
講習日	令和4年2月21日(月)・22日(火)※	30名	50名
受付日	令和4年1月24日(月)~1月28日(金)		

鹿屋市実施分

(当協会鹿屋支部(鹿屋市西原4-14-22 TEL0994-40-9055)で受付)

講習日	令和3年5月6日(木)・7日(金)	30名
受付日	令和3年3月22日(月)~3月24日(水)	

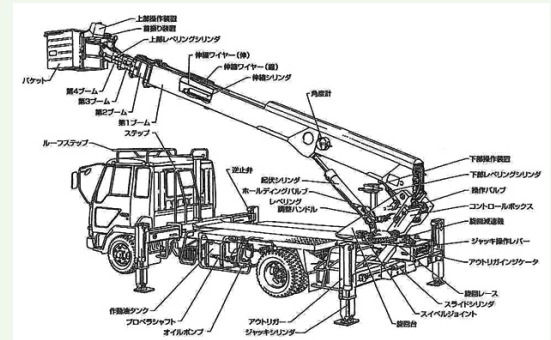
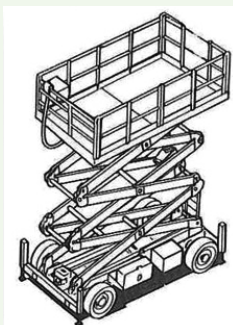
薩摩川内市実施分

(当協会川内支部(薩摩川内市若葉町4-12 TEL0996-25-1377)で受付)

講習日	令和3年8月23日(月)・24日(火)	30名
受付日	令和3年7月19日(月)~7月21日(水)	



垂直昇降型高所作業車



伸縮ブーム型高所作業車

全登協「高所作業車教本」より

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

- 全科目受講者
 - ・会員事業所 ⇨ 31,270円
 - ・一般 ⇨ 32,270円
- 科目免除者
 - ・会員事業所 ⇨ 30,170円
 - ・一般 ⇨ 31,170円

内訳 ・普通自動車運転免許等所持者受講料 ⇨ 30,800円
 ・科目免除者受講料 ⇨ 29,700円
 ・テキスト代 会員 ⇨ 470円
 一般 ⇨ 1,470円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

受講対象者

満18歳以上の方で普通自動車運転免許等所持者
(申し込み時に自動車運転免許証の写しが必要です。)

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に
申し込み下さい。
(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

科目免除者

次のいずれか一つに該当する方は、免除申請により講習科目の一部が免除されます。

- 小型移動式クレーン運転技能講習修了者
- 移動式クレーン運転士免許所持者
(申込み時に修了証又は免許証の写しが必要です。)

講習科目

- 学科 (1)作業装置の構造、取扱いの知識(5時間)
 ※(2)運転に必要な一般知識(2時間)
 (3)関係法令(1時間)
 (4)学科修了試験(1時間)
- 実技 (1)作業装置の操作(6時間)
 (2)実技修了試験
- ※印が免除申請により免除される科目です。

人材開発支援 助成金

助成金を利用できる講習です。(P28参照)

修了証

所定の講習科目を修了し、学科及び実技試験に合格された方に即日又は郵送により修了証を交付します。

床上操作式クレーン運転技能講習

登録番号
1-10

●講習期間／3日間

学科1日目: 9:00～17:30
2日目: 9:00～17:30
実技3日目: 8:30～18:00
終了時刻は予定時間であり延びる場合があります。

つり上げ荷重が5トン以上のクレーン（跨線テルハを除く）の運転の業務のうち床上で運転し、かつ運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転に必要な講習です。

3日目（※付）が実技講習になります。受付期間内で申込者多数の場合は、表記日程と異なり、実技日を変更し、最大定員まで受け付けます。

4月例：4月5・6・7日→4月5・6・8日
→4月5・6・9日

※申込が一定数超える毎に上記のように実技日が変更になります。

講習日程
受付期間

講習会場 鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

定員 最大定員

講習日	令和3年4月5日(月)・6日(火)・7日(水)*	10名	30名
受付日	令和3年3月8日(月)～3月12日(金)		
講習日	令和3年5月31日(月)・6月1日(火)・2日(水)*	10名	30名
受付日	令和3年4月26日(月)～4月30日(金)		
講習日	令和3年7月26日(月)・27日(火)・28日(水)*	10名	30名
受付日	令和3年6月28日(月)～7月2日(金)		
講習日	令和3年8月30日(月)・31日(火)・9月1日(水)*	10名	30名
受付日	令和3年7月26日(月)～7月30日(金)		
講習日	令和3年10月4日(月)・5日(火)・6日(水)*	10名	30名
受付日	令和3年9月6日(月)～9月10日(金)		
講習日	令和3年11月1日(月)・2日(火)・4日(水)*	10名	30名
受付日	令和3年10月4日(月)～10月8日(金)		
講習日	令和4年1月11日(火)・12日(水)・13日(木)*	10名	20名
受付日	令和3年12月6日(月)～12月10日(金)		
講習日	令和4年2月28日(月)・3月1日(火)・2日(水)*	10名	30名
受付日	令和4年1月31日(月)～2月4日(金)		

受講料・テキスト代
(税込み合計金額)

- 全科目受講者
 - ・会員事業所 ⇒ 29,280円
 - ・一般 ⇒ 30,280円
- 科目免除者
 - ・会員事業所 ⇒ 27,080円
 - ・一般 ⇒ 28,080円

内訳 ・全科目受講者受講料 ⇒ 28,600円
・科目免除者受講料 ⇒ 26,400円
・テキスト代 会員 ⇒ 680円
一般 ⇒ 1,680円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

講習科目

- 学科 (1)床上操作式クレーンに関する知識（6時間）
(2)原動機及び電気に関する知識（3時間）
※(3)運転に必要な力学に関する知識（3時間）
(4)関係法令（1時間）
(5)学科修了試験（1時間）
- 実技 (1)床上操作式クレーンの運転（6時間）
※(2)運転のための合図（1時間）
(3)実技修了試験
- ※印が免除申請により免除される科目です。

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援
助成金

助成金対象講習
(P28参照)

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

修了証

所定の講習科目を修了し、学科及び実技試験に合格された方に即日又は郵送により修了証を交付します。

科目免除者

次のいずれか一つに該当する方は、免除申請により講習科目の一部が免除されます。

- 玉掛け技能講習修了者
- 小型移動式クレーン運転技能講習修了者
- 移動式クレーン運転士免許所持者
- 揚貨装置運転士免許所持者

不整地運搬車運転技能講習

登録番号
1-16

●講習期間／2日間

学科1日目: 9:00～17:30
実技2日目: 9:00～16:20
終了時刻は予定時間であり延びる場合があります。

最大積載量が1トン以上の不整地運搬車の運転の業務に必要な講習です。(道路上を走行させる運転を除く)

講習日程
受付期間

講習会場 鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）実施分

定員

講習日	令和3年9月21日(火)・22日(水)	20名
受付日	令和3年8月23日(月)～8月27日(金)	
講習日	令和4年1月6日(木)・7日(金)	20名
受付日	令和3年11月29日(月)～12月3日(金)	

鹿屋市実施分

(当協会鹿屋支部(鹿屋市西原4-14-22 TEL0994-40-9055)で受付)

講習日	令和3年6月7日(月)・8日(火)	20名
受付日	令和3年5月6日(木)～5月7日(金)	

受講料・テキスト代
(税込み合計金額)

- ・会員事業所 ⇒ 35,100円
- ・一般 ⇒ 36,100円

内訳 ・受講料 ⇒ 34,100円
・テキスト代 会員 ⇒ 1,000円
一般 ⇒ 2,000円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

講習科目

- 学科 (1)荷の運搬に関する知識（4時間）
(2)力学に関する知識（2時間）
(3)関係法令（1時間）
(4)学科修了試験（1時間）
- 実技 (1)荷の運搬（4時間）
(2)実技修了試験

人材開発支援
助成金

助成金を利用できる講習です。(P28参照)

修了証

所定の講習科目を修了し、学科及び実技試験に合格された方に即日又は郵送により修了証を交付します。

受講対象者

満18歳以上の方で、次のいずれか一つに該当する方(申し込み時、修了証又は免許証の写しが必要です。)

- 車両系建設機械（整地等又は解体用）運転技能講習修了者
- 大型特殊自動車運転免許等所持者

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

車両系建設機械（解体用）運転技能講習

登録番号
1-15

●講習期間／1日間（9：00～17：30）

終了時刻は予定時間であり延びる場合があります。

機体重量が3トン以上の解体用機械で動力を用いかつ不特定の場所に自走することができるものの運転の業務に必要な講習です。（道路上を走行させる運転を除く）

平成25年7月1日より、つかみ具や鉄骨切断機等のアタッチメントを装備する解体用建設機械も対象となりました。

講習日程
受付期間

講習会場 鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

定員

講習日	令和3年4月30日(金)	20名
受付日	令和3年4月5日(月)～4月9日(金)	
講習日	令和3年5月6日(木)	20名
受付日	令和3年4月5日(月)～4月9日(金)	
講習日	令和3年6月4日(金)	20名
受付日	令和3年4月26日(月)～4月30日(金)	
講習日	令和3年7月26日(月)	20名
受付日	令和3年6月28日(月)～7月2日(金)	
講習日	令和3年8月10日(火)	20名
受付日	令和3年7月12日(月)～7月16日(金)	
講習日	令和3年9月17日(金)	20名
受付日	令和3年8月16日(月)～8月20日(金)	
講習日	令和3年10月11日(月)	20名
受付日	令和3年9月13日(月)～9月17日(金)	
講習日	令和3年11月22日(月)	20名
受付日	令和3年10月25日(月)～10月29日(金)	
講習日	令和3年12月6日(月)	20名
受付日	令和3年11月8日(月)～11月12日(金)	
講習日	令和4年1月24日(月)	20名
受付日	令和3年12月20日(月)～12月24日(金)	
講習日	令和4年2月25日(金)	20名
受付日	令和4年1月24日(月)～1月28日(金)	
講習日	令和4年3月11日(金)	20名
受付日	令和4年2月7日(月)～2月10日(木)	

受講対象者

満18歳以上の方で、車両系建設機械（整地等）
運転技能講習修了者
（申し込み時、修了証の写しが必要です。）

受講料・テキスト代
（税込み合計金額）

・会員事業所 ⇨ 18,030円
・一般 ⇨ 19,030円

内訳 ・受講料 ⇨ 17,600円
・テキスト代 会員 ⇨ 430円
一般 ⇨ 1,430円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

講習科目

学科 (1)作業装置の構造、取り扱い、作業方法の知識（2時間）
(2)運転に必要な一般知識（30分）
(3)関係法令（30分）
(4)学科修了試験（50分）
実技 (1)作業装置の操作（2時間）
(2)実技修了試験

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

人材開発支援
助成金

助成金を利用できる講習です。（P28参照）

修了証

所定の講習科目を修了し、学科及び実技試験に合格された方に即日又は郵送により修了証を交付します。



ブレーカ（左写真）及び、新たに追加された解体用建設機械のアタッチメント（下）



厚生労働省HPより

労働安全衛生法施行令 別表第七 建設機械（第十条、第十三条、第二十条関係）

一～五 省略

六 解体用機械

1 ブレーカ

2 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械

労働安全衛生規則

（定義等）

第百五十一条の百七十五 この節において解体用機械とは、令別表第七第六号に掲げる機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。

2 令別表第七第六号2の厚生労働省令で定める機械は、次のとおりとする。

- 一 鉄骨切断機
- 二 コンクリート圧碎機
- 三 解体用つかみ機

お知らせ

旧・解体用の技能講習修了証（平成25年7月1日の法改正前に実施したもの）をお持ちの皆様へ

平成25年7月1日の法改正により、解体用つかみ機・鉄骨切断機・コンクリート圧碎機（上図参考）が解体用機械に加えられました。これらの機械の運転には法改正以降に実施する車両系建設機械（解体用）運転技能講習の修了が必要です。法改正前の修了者（修了証）につきましては下記のような取扱いとなります。

法改正（平成25年7月1日）前に取得した車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了証について

従来通り、ブレーカの運転業務に就くことができます。

鉄骨切断機
（鉄骨を切断）



コンクリート圧碎機
（コンクリート構造物を砕く）



解体用つかみ機
（木造工作物を解体）



厚生労働省HPより

新たに追加された解体用機械（鉄骨切断機・コンクリート圧碎機・解体用つかみ機）の運転業務に就くには、車両系建設機械（解体用）運転技能講習を再度受講し、修了する必要があります。

ガス溶接技能講習

登録番号
1-12

●講習期間／2日間 (9:00～17:30)

都合により変更する場合があります。

可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務に必要な講習です。

講習日程 受付期間

鹿児島教習所 (鹿児島市七ツ島) 実施分

定員

講習日	令和3年6月16日(水)・17日(木)	40名
受付日	令和3年5月17日(月)～5月21日(金)	
講習日	令和3年9月27日(月)・28日(火)	40名
受付日	令和3年8月30日(月)～9月3日(金)	
講習日	令和3年12月27日(月)・28日(火)	40名
受付日	令和3年11月22日(月)～11月26日(金)	
講習日	令和4年3月22日(火)・23日(水)	40名
受付日	令和4年2月21日(月)～2月25日(金)	

受講料・テキスト代

(税込み合計金額)

・会員事業所 ⇨ 9,180円
・一般 ⇨ 9,680円

内訳
・受講料 ⇨ 8,800円
・テキスト代 会員 ⇨ 380円
一般 ⇨ 880円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

講習科目

学科 (1)ガス溶接等の構造、取扱いの知識 (4時間)
(2)可燃性ガス及び酸素の知識 (3時間)
(3)関係法令 (1時間)
(4)学科修了試験 (1時間)
実技 (1)ガス溶接等の設備の取扱い (5時間)

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

修了証

所定の講習科目を修了し、学科試験に合格された方に修了証を交付します。

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援 助成金

助成金対象講習
(P28参照)

右記の講習につきましては当協会の支部において実施致します。 申し込み方法等詳細につきましては各支部へ直接お問い合わせ下さい。	講習月・場 所		問 い 合 わ せ 先	
	7月	霧島市	加治木支部	TEL 0995-63-1030 始良市加治木町新富町102-2
	10月	曾於市	志布志支部	TEL 099-472-4877 志布志市志布志町志布志3225-3
	10月	薩摩川内市	川内支部	TEL 0996-25-1377 薩摩川内市若葉町4-12

移動式クレーン運転実技教習

登録番号
1-19

●教習期間／6日間 (8:30～18:00)

※人員により時間変更する場合があります。

つり上げ荷重が5トン以上の移動式クレーンの運転業務 (道路上を走行させる運転を除く) には、移動式クレーン運転士免許が必要です。この免許を取得するには、安全衛生技術試験協会が実施する試験 (学科及び実技) に合格しなければなりません。当協会が行う実技教習を修了されまると、実技試験が免除されます。(1年間有効)

教習日程 受付期間

講習会場 鹿児島教習所 (鹿児島市七ツ島)

定員

講習日	令和3年4月12日(月)～4月17日(土)	6名
受付日	令和3年3月15日(月)～3月19日(金)	
講習日	令和3年10月25日(月)～10月30日(土)	6名
受付日	令和3年9月27日(月)～10月1日(金)	
講習日	令和3年12月6日(月)～12月11日(土)	6名
受付日	令和3年11月8日(月)～11月12日(金)	
講習日	令和4年2月14日(月)～2月19日(土)	6名
受付日	令和4年1月17日(月)～1月21日(金)	

受講料・テキスト代

(税込み合計金額)

- 全科目受講者
 - ・会員事業所 ⇨ 91,565円
 - ・一般 ⇨ 92,565円
- 学科合格者
テキスト不要のため
教習料のみ 81,400円

内訳
・全科目受講者教習料 ⇨ 88,000円
・学科合格者教習料 ⇨ 81,400円
・テキスト代 会員 ⇨ 3,565円
(3冊セット) 一般 ⇨ 4,565円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。



教習風景 (ラフテレーンクレーン (つり上げ荷重10t))



教習風景 (トラッククレーン (つり上げ荷重7t))

申込方法

申込書に教習料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

教習科目

学科 (1)移動式クレーンに関する知識 (3時間)
※(2)原動機及び電気に関する知識 (3時間)
※(3)力学に関する知識 (3時間)
※(4)関係法令 (3時間)

実技 (1)基本運転 (4時間)
(2)応用運転 (4時間)
(3)合図の基本作業 (1時間)
(4)実技修了検定

※印は、学科試験に合格されている方は免除になります。
申し込み時、学科試験結果通知書の写しが必要です。

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援 助成金

助成金対象講習
(P28参照)

修了証

所定の教習科目を修了し、実技検定に合格された方に郵送により修了証を交付します。

有機溶剤作業主任者技能講習 [登録番号 1-9] ●講習期間/2日間 (1日目9:00~16:30) (2日目9:00~17:40)

都合により変更する場合があります。

事業者は、屋内作業場等において、有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定める作業に労働者を就かせる場合は、有機溶剤中毒を予防するため、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから「有機溶剤作業主任者」を選任し、その者に作業に従事する労働者の指揮その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければなりません。

講習日程 受付期間

講習会場 鹿児島教習所 (鹿児島市七ツ島)

表示例: **○**左のマークのある講習日についてはオロシティーホールでの実施となります。(鹿児島市卸本町 P31参照) **定員**

○	講習日	令和3年6月24日(木)~6月25日(金)	70名
	受付日	令和3年5月24日(月)~5月28日(金)	
○	講習日	令和3年8月5日(木)~8月6日(金)	70名
	受付日	令和3年7月5日(月)~7月9日(金)	
○	講習日	令和3年10月21日(木)~10月22日(金)	70名
	受付日	令和3年9月21日(火)~9月24日(金)	
○	講習日	令和3年12月16日(木)~12月17日(金)	70名
	受付日	令和3年11月15日(月)~11月19日(金)	
	講習日	令和4年2月9日(水)~2月10日(木)	70名
	受付日	令和4年1月11日(火)~1月14日(金)	

受講対象者 満18歳以上の方

受講料・テキスト代

(税込み合計金額)

・会員事業所 一般 ⇒ 13,080円
・一 般 ⇒ 14,080円

内訳 ・受講料 ⇒ 12,100円
・テキスト代 会員 ⇒ 980円
一般 ⇒ 1,980円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

講習科目

学科 (1)健康障害及びその予防措置に関する知識(4時間)
(2)作業環境の改善方法に関する知識(4時間)
(3)保護具に関する知識(2時間)
(4)関係法令(2時間)
(5)学科修了試験(1時間)

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

修了証

所定の講習科目を受講し、学科試験に合格された方に郵送により修了証を交付します。

労働安全衛生法施行令第六条

二十二 屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他の厚生労働省令で定める場所において別表第六の二に掲げる有機溶剤(当該有機溶剤と当該有機溶剤以外の物との混合物で、当該有機溶剤を当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するものを含む。第二十一条第十号及び第二十二條第一項第六号において同じ。)を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定めるものに係る作業。

【有機溶剤】

労働安全衛生法施行令 別表第六の二 有機溶剤 (第六条、第二十一条、第二十二條関係)

一	アセトン	二十八	一・二・ジクロロエチレン (別名二塩化アセチレン)
二	イソブチルアルコール	二十九	削除
三	イソプロピルアルコール	三十	N・N-ジメチルホルムアミド
四	イソペンチルアルコール (別名イソアミルアルコール)	三十一	削除
五	エチルエーテル	三十二	削除
六	エチレングリコールモノエチルエーテル (別名セロソルブ)	三十三	削除
七	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (別名セロソルブアセテート)	三十四	テトラヒドロフラン
八	エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ)	三十五	一・一・一・トリクロロエタン
九	エチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルセロソルブ)	三十六	削除
十	オルト・ジクロロベンゼン	三十七	トルエン
十一	キシレン	三十八	二硫化炭素
十二	クレゾール	三十九	ノルマルヘキサン
十三	クロロベンゼン	四十	一・ブタノール
十四	削除	四十一	二・ブタノール
十五	酢酸イソブチル	四十二	メタノール
十六	酢酸イソプロピル	四十三	削除
十七	酢酸イソペンチル (別名酢酸イソアミル)	四十四	メチルエチルケトン
十八	酢酸エチル	四十五	メチルシクロヘキサノール
十九	酢酸ノルマルブチル	四十六	メチルシクロヘキサノン
二十	酢酸ノルマルプロピル	四十七	メチルノルマルブチルケトン
二十一	酢酸ノルマルペンチル (別名酢酸ノルマルアミル)	四十八	ガソリン
二十二	酢酸メチル	四十九	コールタールナフサ (ソルベントナフサを含む。)
二十三	削除	五十	石油エーテル
二十四	シクロヘキサノール	五十一	石油ナフサ
二十五	シクロヘキサノン	五十二	石油ベンジン
二十六	削除	五十三	テレピン油
二十七	削除	五十四	ミネラルスピリット (ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。)
		五十五	前各号に掲げる物のみから成る混合物

(2021年2月1日現在)

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習

[登録番号] 1-22

●講習期間／2日間 (1日目9:00～16:30) (2日目9:00～17:40) 都合により変更する場合があります。

事業者は、労働安全衛生法施行令第六条第十八号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（特別有機溶剤業務に係る作業にあっては、有機溶剤作業主任者技能講習）を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければなりません。また、事業者は、労働安全衛生法施行令第六条第二十号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、四アルキル鉛等作業主任者を選任しなければなりません。

講習日程 受付期間

講習会場 鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）実施分

表示例：○左のマークのある講習日についてはオロシティーホールでの実施となります。（鹿児島市御本町 P31参照） **定員**

○	講習日	令和3年5月13日(木)～5月14日(金)	70名
	受付日	令和3年4月12日(月)～4月16日(金)	
○	講習日	令和3年7月15日(木)～7月16日(金)	70名
	受付日	令和3年6月14日(月)～6月18日(金)	
○	講習日	令和3年8月19日(木)～8月20日(金)	70名
	受付日	令和3年7月12日(月)～7月16日(金)	
○	講習日	令和3年9月9日(木)～9月10日(金)	70名
	受付日	令和3年8月2日(月)～8月6日(金)	
○	講習日	令和3年12月9日(木)～12月10日(金)	70名
	受付日	令和3年11月8日(月)～11月12日(金)	
	講習日	令和4年1月27日(木)～1月28日(金)	70名
	受付日	令和3年12月20日(月)～12月24日(金)	
	講習日	令和4年2月24日(木)～2月25日(金)	70名
	受付日	令和4年1月24日(月)～1月28日(金)	
	講習日	令和4年3月17日(木)～3月18日(金)	70名
	受付日	令和4年2月14日(月)～2月18日(金)	

労働安全衛生法施行令第六条（抜粋）

- 十八 別表第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業等を除く。）
- 二十 別表第五第一号から第六号まで又は第八号に掲げる四アルキル鉛等業務に係る作業

奄美実施分

(当協会大島支部（奄美市名瀬港町 15-1 袖会館） TEL0997-53-5487）で受付

講習日	令和3年11月10日(水)～11月11日(木)	40名
受付日	令和3年10月4日(月)～10月8日(金)	

鹿屋市実施分

(当協会鹿屋支部（鹿屋市西原4-14-22 TEL0994-40-9055）で受付)

講習日	令和3年11月25日(木)～11月26日(金)	30名
受付日	令和3年10月18日(月)～10月20日(水)	

受講料・テキスト代

(税込み合計金額)

・会員事業所 ⇒ 13,080円

・一般 ⇒ 14,080円

内訳 ・受講料 ⇒ 12,100円

・テキスト代 会員 ⇒ 980円

一般 ⇒ 1,980円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

講習科目

- 学科 (1)健康障害及びその予防措置に関する知識（4時間）
- (2)作業環境の改善方法に関する知識（4時間）
- (3)保護具に関する知識（2時間）
- (4)関係法令（2時間）
- (5)学科修了試験（1時間）

受講対象者

満18歳以上の方

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

修了証

所定の講習科目を修了し、学科試験に合格された方に郵送により修了証を交付します。

労働安全衛生法施行令 別表第三

特定化学物質（第六条、第九条の三、第十七条、第十八条、第十八条の二、第二十一条、第二十二条関係）

一	第一類物質	13の2	コバルト及びその無機化合物	26	パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン
1	ジクロロベンジジン及びその塩	14	コールタール	27	パラ-ニトロクロロベンゼン
2	アルファ-ナフチルアミン及びその塩	15	酸化プロピレン	27の2	砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）
3	塩素化ビフェニル（別名PCB）	15の2	三酸化二アンチモン	28	弗化水素
4	オルト-トリジン及びその塩	16	シアン化カリウム	29	ペーター-プロピオラクトン
5	ジアニシジン及びその塩	17	シアン化水素	30	ベンゼン
6	ベリリウム及びその化合物	18	シアン化ナトリウム	31	ペンタクロロフェノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩
7	ベンゾトリクロリド	18の2	四塩化炭素	31の2	ホルムアルデヒド
8	1から6までに掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有し、又は7に掲げる物をその重量の〇.五パーセントを超えて含有する製剤その他の物（合金にあっては、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る。）	18の3	一・四-ジオキサン	32	マゼンタ
		18の4	一・二-ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）	33	マンガン及びその化合物
		19	三・三'-ジクロロ-四・四'-ジアミノジフェニルメタン	33の2	メチルイソブチルケトン
		19の2	一・二-ジクロロプロパン	34	沃化メチル
		19の3	ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）	34の2	溶接ヒューム
二	第二類物質	19の4	ジメチル-二・二-ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）	34の3	リフラクトリーセラミックファイバー
1	アクリルアミド	19の5	一・一'-ジメチルヒドラジン	35	硫化水素
2	アクリロニトリル	20	臭化メチル	36	硫酸ジメチル
3	アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）	21	重クロム酸及びその塩	37	1から36までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの
3の2	インジウム化合物	22	水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）	三	第三類物質
3の3	エチルベンゼン	22の2	スチレン	1	アンモニア
4	エチレンジミン	22の3	一・一・二・二-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）	2	一酸化炭素
5	エチレンオキシド	22の4	テトラクロロエチレン（別名パークロールエチレン）	3	塩化水素
6	塩化ビニル	22の5	トリクロロエチレン	4	硝酸
7	塩素	23	トリレンジイソシアネート	5	二酸化硫黄
8	オーラミン	23の2	ナフタレン	6	フェノール
8の2	オルト-トリルイジン	23の3	ニッケル化合物（24に掲げる物を除き、粉状の物に限る。）	7	ホスゲン
9	オルト-フタロジニトリル	24	ニッケルカルボニル	8	硫酸
10	カドミウム及びその化合物	25	ニトログリコール	9	1から8までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの
11	クロム酸及びその塩				
11の2	クロロホルム				
12	クロロメチルメチルエーテル				
13	五酸化バナジウム				

(2021年2月1日現在)

(2021年2月1日現在)

特別有機溶剤業務に係る作業にあっては、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければなりません。特別有機溶剤とは、第二類物質のうち、エチルベンゼン、一・二-ジクロロプロパン、クロロホルム、四塩化炭素、一・四-ジオキサン、一・二-ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、四塩化アセチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトンです。

※「溶接ヒューム」が特定化学物質（第2類物質）に加えられ、特定化学物質障害予防規則により規制されます。金属アーク溶接等作業では、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任し、必要な職務を行わせることが必要です。（令和4年3月31日まで経過措置あり。）また、特殊健康診断の実施その他健康障害防止措置が義務づけられています。

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 [登録番号 1-8]

●講習期間 / 3日間 (1日目 9:00～15:50
2日目 9:00～17:40
3日目 9:00～16:00
終了時刻は予定時間であり延びる場合があります。)

事業者は、酸素欠乏危険作業については、第1種酸素欠乏危険作業にあっては酸素欠乏危険作業主任者技能講習又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから、第2種酸素欠乏危険作業にあっては酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから、酸素欠乏危険作業主任者を選任しなければなりません。当協会が実施する酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習の修了者は第1種及び第2種酸素欠乏危険作業において作業主任者として選任することができます。

別表第六に掲げる酸素欠乏危険場所 (酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の選任を必要とする場所を抜粋)

- 三の三 海水が滞留しており、若しくは滞留したことのある熱交換器、管、暗きよ、マンホール、溝若しくはピット又は海水を相当期間入れてあり、若しくは入れたことのある熱交換器等の内部
- 九 し尿、腐泥、汚水、パルプ液その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、船倉、槽、管、暗きよ、マンホール、溝又はピットの内部
- 十二 その他厚生労働大臣が定める場所

講習日程 受付期間

講習会場 鹿児島教習所 (鹿児島市七ツ島)

定員

講習日	令和3年5月26日(水)～5月28日(金)	60名
受付日	令和3年4月26日(月)～4月30日(金)	
講習日	令和3年6月16日(水)～6月18日(金)	60名
受付日	令和3年5月17日(月)～5月21日(金)	
講習日	令和3年7月28日(水)～7月30日(金)	60名
受付日	令和3年6月28日(月)～7月2日(金)	
講習日	令和3年8月25日(水)～8月27日(金)	60名
受付日	令和3年7月19日(月)～7月21日(水)	
講習日	令和3年9月29日(水)～10月1日(金)	60名
受付日	令和3年8月30日(月)～9月3日(金)	
講習日	令和3年10月27日(水)～10月29日(金)	60名
受付日	令和3年9月27日(月)～10月1日(金)	
講習日	令和3年12月22日(水)～12月24日(金)	60名
受付日	令和3年11月22日(月)～11月26日(金)	
講習日	令和4年2月16日(水)～2月18日(金)	60名
受付日	令和4年1月17日(月)～1月21日(金)	



救急蘇生の実技風景



酸素濃度測定の実技風景

受講料・テキスト代
(税込み合計金額)

・会員事業所 ⇨ 18,910円
・一般 ⇨ 19,910円

内訳 ・受講料 ⇨ 17,600円
・テキスト代 会員 ⇨ 1,310円
一般 ⇨ 2,310円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

講習科目

- 学科 (1)酸欠症等及び救急そ生に関する知識 (3時間)
(2)酸欠症等の発生の原因及び防止措置に関する知識 (4時間)
(3)保護具に関する知識 (2時間)
(4)関係法令 (2.5時間)
(5)学科修了試験 (1時間)
- 実技 (1)救急そ生の方法 (2時間)
(2)酸素及び硫化水素の濃度の測定方法 (2時間)
(3)実技修了試験

受講対象者 満18歳以上

人材開発支援
助成金

助成金対象講習
(P28参照)

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

修了証

所定の講習科目を修了し、学科及び実技試験に合格された方に郵送により修了証を交付します。

石綿作業主任者技能講習 [登録番号 1-20]

●講習期間 / 2日間 (1日目 9:00～16:30
2日目 9:00～15:30)

石綿は、その吸入により肺がん、中皮腫等の重篤な健康障害を引き起こすおそれがあります。石綿等の取扱い作業等については、建築物の解体等の作業が中心となることから、石綿作業主任者技能講習が設けられており、当該講習を修了した者から石綿作業主任者を選任することとされています。

講習日程 受付期間

講習会場 鹿児島教習所 (鹿児島市七ツ島)

定員

講習日	令和3年7月8日(木)～7月9日(金)	70名
受付日	令和3年6月7日(月)～6月11日(金)	
講習日	令和4年2月3日(木)～2月4日(金)	70名
受付日	令和4年1月4日(火)～1月7日(金)	

受講対象者 満18歳以上の方

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

受講料・テキスト代
(税込み合計金額)

・会員事業所 ⇨ 13,080円
・一般 ⇨ 14,080円

内訳 ・受講料 ⇨ 12,100円
・テキスト代 会員 ⇨ 980円
一般 ⇨ 1,980円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

講習科目

- 学科 (1)健康障害及びその予防措置に関する知識 (2時間)
(2)作業環境の改善方法に関する知識 (4時間)
(3)保護具に関する知識 (2時間)
(4)関係法令 (2時間)
(5)学科修了試験 (1時間)

修了証

所定の講習科目を修了し、学科試験に合格された方に郵送により修了証を交付します。

乾燥設備作業主任者技能講習 [登録番号 1-2]

●講習期間／2日間(9:00～18:30)

乾燥設備による物の乾燥作業は、化学工場や機械器具製造工場などで広く行われていますが、これらの作業中に、乾燥設備の構造上の欠陥や作業方法の不適切などによって爆発、火災等の災害が発生しています。事業者は、労働安全衛生法施行令第六条第八号の作業については、乾燥設備作業主任者技能講習を修了した者のうちから、乾燥設備作業主任者を選任しなければなりません。

労働安全衛生法施行令第六条

八 次に掲げる設備による物の加熱乾燥の作業(抜粋)

イ 乾燥設備のうち、危険物等に係る設備で、内容積が一立方メートル以上のもの

ロ 乾燥設備のうち、イの危険物等以外の物に係る設備で、熱源として燃料を使用するもの又は熱源として電力を使用するもの

講習日程
受付期間

講習会場 鹿児島教習所(鹿児島市七ツ島)

定員

講習日	令和3年10月7日(木)～10月8日(金)	70名
受付日	令和3年9月6日(月)～9月10日(金)	

受講料・テキスト代
(税込み合計金額)

・会員事業所 ⇨ 12,640円
・一般 ⇨ 13,640円

内訳

・受講料 ⇨ 12,100円
・テキスト代 会員 ⇨ 540円
一般 ⇨ 1,540円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。

(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

講習科目

学科 (1)乾燥設備等の構造及び取扱いの知識(4時間)
(2)乾燥設備等の点検整備及び異常時の処置に関する知識(4時間)
(3)乾燥作業の管理に関する知識(5時間)
(4)関係法令(2時間)
(5)学科修了試験(1時間)

修了証

所定の講習科目を修了し、学科試験に合格された方に郵送により修了証を交付します。

【参考】乾燥設備(乾燥室及び乾燥器)の種類

- | | |
|------------|---------------|
| 1 箱型乾燥器 | 9 噴霧乾燥器 |
| 2 トンネル型乾燥器 | 10 真空乾燥器 |
| 3 バンド型乾燥器 | 11 ドラム型乾燥器 |
| 4 多段円盤乾燥器 | 12 シート乾燥器 |
| 5 回転乾燥器 | 13 回転乾燥器(間接式) |
| 6 振動乾燥器 | 14 赤外線乾燥器 |
| 7 流動層乾燥器 | 15 ウイケット乾燥器 |
| 8 気流乾燥器 | |

上記受講資格に関する留意事項

- 大学又は高等専門学校とは、学校教育法によるものです。(職業能力開発大学校、農業大学校等は除きます。)
- 理科系統の正規の学科とは、学校教育法に基づいて設置された理学又は工学に関する学科でたとえば機械科、金属工学科、造船学科等をいう。

建築物等の鉄骨の組立等作業主任者技能講習 [登録番号 1-4]

●講習期間／2日間(1日目9:00～17:10
2日目9:00～16:00)

事業者は、高さが5メートル以上であるものの建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更の作業には、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者を選任しなければなりません。

講習日程
受付期間

講習会場 鹿児島教習所(鹿児島市七ツ島)

定員

講習日	令和3年9月27日(月)～9月28日(火)	50名
受付日	令和3年8月30日(月)～9月3日(金)	

受講資格

次のいずれかの経験を有する方

- (1)建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更の作業(「建築物等の鉄骨の組立て等作業」という)に関する作業に3年以上従事した経験を有する者
- (2)学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有する者

※上記の経験証明を申込書の裏面(P.34)実務経験従事証明書に必ず記入をお願いします。

(2)に該当される方は、卒業証明書(原本)又は卒業証書の写し(事業者の原本証明が必要)を添付して下さい。

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。

(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

受講料・テキスト代
(税込み合計金額)

・会員事業所 ⇨ 13,500円
・一般 ⇨ 14,500円

内訳

・受講料 ⇨ 12,100円
・テキスト代 会員 ⇨ 1,400円
一般 ⇨ 2,400円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

講習科目

学科 (1)建築物の骨組み又は塔の組み立て解体、変更の知識(5時間)
(2)工事用設備等の知識(1.5時間)
(3)作業環境等の知識(1.5時間)
(4)作業員に対する教育等の知識(1.5時間)
(5)関係法令(1.5時間)
(6)学科修了試験(1時間)

人材開発支援
助成金

助成金を利用できる講習です。(P28参照)

修了証

所定の講習科目を修了し、学科試験に合格された方に郵送により修了証を交付します。



建築中の鹿児島教習所。
作業主任者の指揮の下で
安全作業が行われた。

特 別 教 育

事業者は、労働災害を防止するため、危険又は有害業務に労働者をつかせるときは、安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないと労働安全衛生法で定められています。当協会は、事業者に代わり安全衛生教育を実施しています。

ローラー運転業務の特別教育 ●講習期間／2日間 (学科1日目9:00～16:30 実技2日目9:00～14:30)

締固め用機械（ローラー）で動力を用い不特定の場所に自走することができるものの運転の業務に必要な教育です。
(道路上を走行させる運転を除く)

講習日程 受付期間

講習会場 鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

定員

講習日	令和3年7月26日(月)～7月27日(火)	30名
受付日	令和3年6月28日(月)～7月2日(金)	
講習日	令和3年11月25日(木)～11月26日(金)	30名
受付日	令和3年10月25日(月)～10月29日(金)	

受講料・テキスト代
(税込み合計金額)

・会員事業所 ⇨ 17,100円
・一 般 ⇨ 20,400円

内訳 ・受講料 会員 ⇨ 15,400円
一般 ⇨ 18,700円
・テキスト代 ⇨ 1,700円

※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

講習科目

学科 (1)ローラーに関する知識（4時間）
(2)運転に必要な一般知識（1時間）
(3)関係法令（1時間）

実技 (1)ローラーの運転（4時間）

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援
助成金

助成金対象講習
(P28参照)

修了証

所定の講習科目を修了された方に、特別教育修了証を交付します。

クレーン運転業務の特別教育 ●講習期間／2日間 (学科1日目9:00～17:30 実技2日目9:00～16:30)

次に掲げるクレーンの運転の業務に必要な教育です。
イ. つり上げ荷重が5トン未満のクレーン ロ. つり上げ荷重が5トン以上の跨線テルハ

2日目(※付)が実技講習になります。受付期間内で申込者多数の場合は、表記日程と異なり、実技日を変更し、最大定員まで受け付けます。

5月例：5月24・25日→5月24・26日
→5月24日・27日

※申込が一定数超える毎に上記のように実技日が変更になります。

講習日程 受付期間

講習会場 鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

定員 最大定員

講習日	令和3年5月24日(月)・25日(火)*	15名	50名
受付日	令和3年4月19日(月)～4月23日(金)		
講習日	令和3年7月5日(月)・6日(火)*	15名	60名
受付日	令和3年6月7日(月)～6月11日(金)		
講習日	令和3年8月2日(月)・3日(火)*	15名	60名
受付日	令和3年7月5日(月)～7月9日(金)		
講習日	令和3年10月18日(月)・19日(火)*	15名	60名
受付日	令和3年9月21日(火)～9月24日(金)		
講習日	令和3年11月29日(月)・30日(火)*	15名	60名
受付日	令和3年11月1日(月)～11月5日(金)		
講習日	令和4年1月31日(月)・2月1日(火)*	15名	60名
受付日	令和4年1月4日(火)～1月7日(金)		
講習日	令和4年3月7日(月)・8日(火)*	15名	45名
受付日	令和4年2月7日(月)～2月10日(木)		

クレーンの分類

クレーン { ■ 天井クレーン ■ ケーブルクレーン
■ ジブクレーン ■ テルハ
■ 橋形クレーン ■ スタッカークレーン
■ アンローダー

受講料・テキスト代
(税込み合計金額)

・会員事業所 ⇨ 17,080円
・一 般 ⇨ 20,380円

内訳 ・受講料 会員 ⇨ 15,400円
一般 ⇨ 18,700円
・テキスト代 ⇨ 1,680円

※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

講習科目

学科 (1)クレーンに関する知識（3時間）
(2)原動機及び電気に関する知識（3時間）
(3)運転に必要な力学に関する知識（2時間）
(4)関係法令（1時間）

実技 (1)クレーンの運転（3時間）
(2)運転のための合図（1時間）

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援
助成金

助成金対象講習
(P28参照)

修了証

所定の講習科目を修了された方に、特別教育修了証を交付します。

小型車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転業務の特別教育

●講習期間／2日間（学科1日目9：00～17：30）
（実技2日目9：00～16：30）

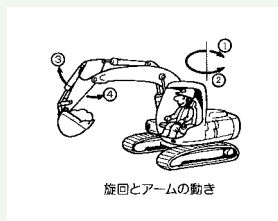
機体重量が3トン未満の労働安全衛生法施行令別表第七第一号、二号に掲げる建設機械で動力を用い、かつ不特定の場所に自走することができるものの運転の業務に必要な教育です。（道路上を走行させる運転を除く）

講習日程
受付期間

講習会場 鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

定員

講習日	令和3年5月6日(木)～5月7日(金)	30名
受付日	令和3年4月5日(月)～4月9日(金)	
講習日	令和3年11月24日(木)～11月25日(木)	30名
受付日	令和3年10月25日(月)～10月29日(金)	



旋回とアームの動き



小型バックホーの掘削作業

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

受講料・テキスト代
（税込み合計金額）

・会員事業所 ⇨ 16,770円
・一般 ⇨ 20,070円

内訳 ・受講料 会員 ⇨ 15,400円
一般 ⇨ 18,700円
・テキスト代 ⇨ 1,370円

※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

講習科目

- 学科** (1)走行装置の構造、取扱いの知識（3時間）
(2)作業装置の構造、取扱い及び作業方法の知識（2時間）
(3)運転に必要な一般知識（1時間）
(4)関係法令（1時間）
- 実技** (1)走行の操作（4時間）
(2)作業装置の操作（2時間）

修了証

所定の講習科目を修了された方に、特別教育修了証を交付します。

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援
助成金助成金対象講習
(P28参照)

アーク溶接等の業務の特別教育

●講習期間／3日間（9：00～17：30）

アーク溶接機を用いて行う金属の溶接等の業務に必要な教育です。

3日目（※付）が実技講習になります。受付期間内で申込者多数の場合は、表記日程と異なり、実技日を変更し、最大定員まで受け付けます。

4月例：4月13・14・15日

→4月13・14・16日

※申込が一定数超える毎に上記のように実技日が変更になります。

講習日程
受付期間

講習会場 鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

定員 最大定員

講習日	令和3年4月13日(火)・14日(水)・15日(木)※	30名	60名
受付日	令和3年3月15日(月)～3月19日(金)		
講習日	令和3年6月22日(火)・23日(水)・24日(木)※	30名	50名
受付日	令和3年5月24日(月)～5月28日(金)		
講習日	令和3年9月14日(火)・15日(水)・16日(木)※	30名	60名
受付日	令和3年8月16日(月)～8月20日(金)		
講習日	令和3年11月8日(月)・9日(火)・10日(水)※	30名	50名
受付日	令和3年10月11日(月)～10月15日(金)		
講習日	令和4年1月25日(火)・26日(水)・27日(木)※	30名	60名
受付日	令和3年12月20日(月)～12月24日(金)		

受講料・テキスト代
（税込み合計金額）

・会員事業所 ⇨ 18,700円
・一般 ⇨ 22,000円

内訳 ・受講料 会員 ⇨ 17,600円
一般 ⇨ 20,900円
・テキスト代 ⇨ 1,100円

※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

講習科目

- 学科** (1)アーク溶接等に関する知識（1時間）
(2)アーク溶接装置に関する基礎知識（3時間）
(3)アーク溶接等の作業方法に関する知識（6時間）
(4)関係法令（1時間）
- 実技** (1)アーク溶接装置等の取扱い及び作業方法（10時間）

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

修了証

所定の講習科目を修了された方に、特別教育修了証を交付します。

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援
助成金助成金対象講習
(P28参照)

巻上げ機の運転業務の特別教育

●講習期間／2日間 (学科1日目9:00～16:30)
(実技2日目9:00～14:10)

動力により駆動される巻上げ機（電気ホイスト、エヤーホイスト及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く。）の運転の業務に必要な特別教育です。巻上げ機（ウインチ）は、建築、土木工事など建設現場で資材等の荷上げ用に多く使われているほか、車両積載車等でも使用されています。

講習日程 受付期間

講習会場 鹿児島教習所（鹿児島市セツ島）

定員

講習日	令和3年7月13日(火)～7月14日(水)	30名
受付日	令和3年6月14日(月)～6月18日(金)	
講習日	令和3年12月20日(月)～12月21日(火)	30名
受付日	令和3年11月22日(月)～11月26日(金)	

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

講習科目

- 学科** (1)巻上げ機に関する知識（3時間）
(2)運転に必要な一般的事項に関する知識（2時間）
(3)関係法令（1時間）
- 実技** (1)巻上げ機の運転（3時間）
(2)荷掛け及び合図（1時間）

修了証

所定の講習科目を修了された方に、特別教育修了証を交付します。

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

- ・会員事業所 ⇒ 15,600円
・一般 ⇒ 18,900円

内訳 ・受講料 会員 ⇒ 14,300円
一般 ⇒ 17,600円
・テキスト代 ⇒ 1,300円
※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

受講対象者 満18歳以上

人材開発支援
助成金

助成金対象講習
(P28参照)

巻き上げ機（ウインチ）の使用例

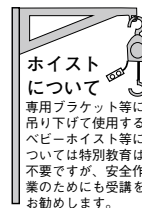


小型ウインチの例

- 建築・土木用ウインチ
工事用として使用され、瓦やソーラーパネル等の資材引き揚げに用いる
- 消防車・レッカー車用ウインチ
落下物の引き上げ、事故車の牽引等に用いる
- 車両積載車用ウインチ
車両の積み下ろし等に用いる
- 四輪駆動車用ウインチ
他車の救援、倒木等の障害物の撤去等に用いる



車両積載車



ホイストについて
専用ブラケット等に
吊り下げて使用する
ペビーホイスト等
については特別教育は
不要ですが、安全作
業のためにも受講を
お勧めします。

研削といしの取替え等の業務の特別教育(自由研削用)

●講習期間／1日間 (9:00～16:15)

研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務は特別教育が義務付けられています。

研削加工技術は日々進化し、ますます高速化、高精度化が進んでいますが、反面、毎年多数のグラインダ災害が発生しており、その原因として研削といしの取替えとその試運転の方法の誤りによるものや特別教育の未実施等が多く見られます。研削といしを取り扱う作業者は、研削といしの危険性を十分に認識し、安全に取り扱うことができる知識と技術を有していることが必要です。当協会では、自由研削用の特別教育を実施します。

講習日程 受付期間

講習会場 鹿児島教習所（鹿児島市セツ島）

定員

講習日	令和3年5月17日(月)	36名
受付日	令和3年4月19日(月)～4月23日(金)	
講習日	令和3年8月11日(水)	36名
受付日	令和3年7月12日(月)～7月16日(金)	
講習日	令和3年10月15日(金)	36名
受付日	令和3年9月13日(月)～9月17日(金)	
講習日	令和4年1月6日(木)	36名
受付日	令和3年11月29日(月)～12月3日(金)	
講習日	令和4年3月14日(月)	36名
受付日	令和4年2月14日(月)～2月18日(金)	

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

受講対象者 満18歳以上

修了証

所定の講習科目を修了された方に、特別教育修了証を交付します。

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

- ・会員事業所 ⇒ 11,220円
・一般 ⇒ 12,320円

内訳 ・受講料 会員 ⇒ 9,900円
一般 ⇒ 11,000円
・テキスト代 ⇒ 1,320円
※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

講習科目

- 学科** (1)自由研削用研削盤、自由研削用といし、
取付け具等に関する知識（2時間）
(2)自由研削用といしの取付け方法及び試
運転の方法に関する知識（1時間）
(3)関係法令（1時間）
- 実技** (1)自由研削用といしの取付け方法及び試
運転の方法（2時間）

自由研削と機械研削の違いについて

区 分	自由研削と機械研削の違い	機 械 の 種 類
自由研削	グラインダ等を手に持って加工物に押し当てて研削するか、あるいは加工物をグラインダ等に押し当てて研削するもの	・ポータブルグラインダ ・ディスクグラインダ ・アングルグラインダ ・バーチカルグラインダ ・ハンドグラインダ ・両頭グラインダ
機械研削	機械に固定した加工物を機械が自動的に（又は手動で）研削を行うもの	・円筒研削盤 ・内面研削盤 ・平面研削盤 ・心なし研削盤 ・ならい研削盤 ・歯車研削盤 ・ねじ研削盤

酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育

●講習期間／1日間(9:00～16:00)

酸素欠乏危険作業に労働者を就かせるときは、作業主任者を選任することが義務付けられています。また、労働者に対し、特別教育を行わなければなりません。当協会が実施する酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育の修了者は第1種及び第2種酸素欠乏危険作業に係る業務に就くことができます。

講習日程 受付期間

講習会場 鹿児島教習所(鹿児島市七ツ島)

定員

講習日	令和3年4月30日(金)	70名
受付日	令和3年4月5日(月)～4月9日(金)	

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

受講対象者

満18歳以上

修了証

所定の講習科目を修了された方に、特別教育修了証を交付します。

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

・会員事業所 ⇨ 9,020円
・一般 ⇨ 10,120円

内訳 ・受講料 会員 ⇨ 7,700円
一般 ⇨ 8,800円
・テキスト代 ⇨ 1,320円

※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

講習科目

学科 (1)事故の場合の退避及び救急処生の方法(1時間)
(2)酸素欠乏等の発生の原因(1時間)
(3)酸素欠乏症等の症状(1時間)
(4)空気呼吸器等の使用方法(1時間)
(5)その他必要な事項(1.5時間)

低圧電気取扱業務の特別教育

●講習期間／2日間(9:00～17:30)

低圧(直流にあっては750ボルト以下、交流にあっては600ボルト以下である電圧をいう。)の充電電路(一部を除く)の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路(一部を除く)のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務は特別教育が必要です。

講習日程 受付期間

講習会場 鹿児島教習所(鹿児島市七ツ島)

定員

講習日	令和3年6月2日(水)～6月3日(木)	30名
受付日	令和3年4月26日(月)～4月30日(金)	

講習日	令和3年9月29日(水)～9月30日(木)	30名
受付日	令和3年8月30日(月)～9月3日(金)	

講習日	令和3年12月13日(月)～12月14日(火)	30名
受付日	令和3年11月15日(月)～11月19日(金)	

講習日	令和4年3月15日(火)～3月16日(水)	30名
受付日	令和4年2月14日(月)～2月18日(金)	

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

講習科目

学科 (1)低圧の電気に関する基礎知識(1時間)
(2)低圧の電気設備に関する基礎知識(2時間)
(3)低圧用の安全作業用具に関する基礎知識(1時間)
(4)低圧の活線作業及び活線近接作業の方法(2時間)
(5)関係法令(1時間)
実技 (1)低圧の活線作業及び活線近接作業の方法(7時間)

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

・会員事業所 ⇨ 16,170円
・一般 ⇨ 19,470円

内訳 ・受講料 会員 ⇨ 15,400円
一般 ⇨ 18,700円
・テキスト代 ⇨ 770円

※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援
助成金

助成金対象講習
(P28参照)

修了証

所定の講習科目を修了された方に、特別教育修了証を交付します。

粉じん作業の業務の特別教育

●講習期間／1日間(9:00～15:00)

粉じんによる疾病の代表的なものであるじん肺は、粉じんを吸入したことにより肺に線維性的変化が起きる病気で、現在の医学ではこの病変を回復させる有効な治療方法はありません。事業者は、常時特定粉じん作業に係る業務に労働者を就かせるときは、労働者に対して特別の教育を行わなければなりません。

講習日程 受付期間

講習会場 鹿児島教習所(鹿児島市七ツ島)

定員

講習日	令和3年8月10日(火)	70名
受付日	令和3年7月12日(月)～7月16日(金)	

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

受講対象者

満18歳以上

修了証

所定の講習科目を修了された方に、特別教育修了証を交付します。

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

・会員事業所 ⇨ 8,580円
・一般 ⇨ 9,680円

内訳 ・受講料 会員 ⇨ 7,700円
一般 ⇨ 8,800円
・テキスト代 ⇨ 880円

※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

講習科目

学科 (1)粉じん作業に係る疾病及び健康管理(1時間)
(2)粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法(1時間)
(3)作業場の管理(1時間)
(4)呼吸用保護具の使用方法(30分)
(5)関係法令(1時間)

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育

●講習期間／1日間(9:00～16:30)

事業者は、「高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）」に従事する労働者に対し、特別教育を行うことが義務付けられています。

講習日程
受付期間

講習会場 鹿児島教習所（鹿児島市セツ島）

定員

講習日	令和3年4月12日(月)	30名
受付日	令和3年3月15日(月)～3月19日(金)	
講習日	令和3年6月21日(月)	30名
受付日	令和3年5月24日(月)～5月28日(金)	
講習日	令和3年9月24日(金)	30名
受付日	令和3年8月23日(月)～8月27日(金)	
講習日	令和3年11月22日(月)	30名
受付日	令和3年10月25日(月)～10月29日(金)	
講習日	令和4年1月24日(月)	30名
受付日	令和3年12月20日(月)～12月24日(金)	

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

受講料・テキスト代
(税込み合計金額)

・会員事業所 ⇨ 10,700円
・一般 ⇨ 11,800円

内訳

・受講料 会員 ⇨ 9,900円
一般 ⇨ 11,000円
・テキスト代 ⇨ 800円
※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

講習科目

学科 (1)作業に関する知識(1時間)
(2)墜落制止用器具に関する知識(2時間)
(3)労働災害防止に関する知識(1時間)
(4)関係法令(0.5時間)
実技 (1)墜落制止用器具の使用の方法等(1.5時間)

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援
助成金助成金対象講習
(P28参照)

修了証

所定の講習科目を修了された方に、特別教育修了証を交付します。

〔墜落制止用器具に係る質疑応答集（厚生労働省）より特別教育の対象作業について〕

【質問4-1】 高さ2メートル以上の箇所でフルハーネス型を使っている人は、全員、特別教育を行わなければならないのか。

(答) 法令で特別教育が義務付けられているのは、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務」に限られます。

したがって、作業床が設けられている箇所における作業、胴ベルト型墜落制止用器具を用いて行う作業については、特別教育は義務づけられません。

【質問4-2】 特別教育を受けた者でなければフルハーネス型の使用はできないのか。

(答) 特別教育を受講されていない方であっても、作業床が設けられた箇所での作業ではフルハーネス型を使用できます。

特別教育の対象作業（【質問4-1】参照）と、フルハーネス型の使用義務がある作業（高さ6.75メートルを超える高さ）は、条件が異なります。

【質問4-3】 高所作業車を用いた作業についても、特別教育を行わなければならないのか。

(答) 高所作業車のバスケット内での作業であれば、通常、作業床があると認められるため、特別教育は義務づけられません。

なお、高所作業車（作業床が接地面に対し垂直方向にのみ上昇し又は下降する構造のものを除く。）のバスケット内で作業する場合であっても、高さが6.75メートルを超える箇所で作業を行う場合には、フルハーネス型墜落制止用器具の使用が義務付けられます。

「令和元年8月 厚生労働省 労働基準局安全衛生部安全課 墜落制止用器具に係る質疑応答集」より抜粋

経過措置（猶予期間）

安全帯の規制に関する政省令・告示の改正は、下の表のようなスケジュールで公布・告示され、施行・適用されています。フルハーネス型を新たに購入される事業者は、購入の時期にご留意下さい。

現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022（平成34）年1月1日までとなります。

	2018（平成30）年				2019（平成31）年				2020（平成32）年				2021（平成33）年				2022（平成34）年 以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日（2月1日）												★完全施行日 （1月2日～）
省令改正	★公布				★施行日（2月1日）												
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					使用可能（2019（平成31）年2月1日～）												
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間	使用可能（2022（平成34）年1月1日まで）																×
安全帯の規格改正					★適用日①（2月1日） ★適用日②（8月1日）												
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能				製造・販売可能（2019（平成31）年2月1日～）												
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間	製造・販売可能								販売可能								×
特別教育規程の改正	★告示				★適用日（2月1日）												

「平成31年1月 厚生労働省『安全帯が「墜落制止用器具」に変わります!』リーフレット」より抜粋

安全管理者選任時研修

●講習期間／1.5日間 (1日目9:00～16:30)
(2日目9:00～12:10)

職場における労働者の安全の確保をより一層推進するため、安全管理者の選任にあたっては、従来の学歴と実務経験に加えて、一定の研修を修了することが必要です。

当協会では、安全管理者の選任時に必要な厚生労働大臣が定める研修を実施します。

(参考：安全管理者の学歴と実務経験)

学歴		経験年数	実務内容
1	大学又は高等専門学校において	理科系統の正規の課程を修めて卒業した者	産業安全の実務
2		上記以外の課程を修めて卒業した者	
3	高等学校又は中等教育学校において	理科系統の正規の学科を修めて卒業した者	
4		上記以外の学科を修めて卒業した者	
5	その他	7年以上	

安全管理者を選任すべき事業場 常時50人以上の労働者を使用する次の事業場

- 一、林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
- 二、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

研修日程
受付期間

講習会場 鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

定員

講習日	令和3年6月14日(月)～6月15日(火)	70名
受付日	令和3年5月17日(月)～5月21日(金)	
講習日	令和3年9月21日(火)～9月22日(水)	70名
受付日	令和3年8月23日(月)～8月27日(金)	
講習日	令和4年1月13日(木)～1月14日(金)	70名
受付日	令和3年12月6日(月)～12月10日(金)	

受講料・テキスト代
(税込み合計金額)

・会員事業所 ⇨ 17,050円
・一般 ⇨ 21,450円

内訳 ・受講料 会員 ⇨ 15,400円
一般 ⇨ 19,800円

・テキスト代 ⇨ 1,650円

※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

研修科目

- 学科 (1)安全管理（3時間）
(2)安全教育（1.5時間）
(3)危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等（3時間）
(4)関係法令（1.5時間）

研修対象者

上記の学歴かつ実務経験の要件を満たし、安全管理者として選任される予定の方

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

修了証

所定の研修科目を修了された方に安全管理者選任時研修修了証を交付します。

職 長 教 育

●講習期間／2日間 (9:00～16:40)

職長は、労働者を直接指揮監督する者であり、現場の安全衛生の状態についても最も知り得る立場にあります。また、職長は職場の安全衛生管理において重要な要であるとともに、職場のキーパーソンといわれることもあります。労働安全衛生法では一定の業種の新任の職長に対し、安全衛生についての教育を行うことを義務付けています。なお、事業場によっては職長ではなく、監督、班長、リーダー、グループ長等と呼ばれていますが、名称はともかく仕事を行う上で、現場で指揮、命令する人を指します。

職長等の教育を行うべき業種（安衛法施行令第19条）

1. 建設業 2. 製造業 但し、次に掲げるものを除く イ. 食料品・たばこ製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く）ロ. 繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く） ハ. 衣服その他繊維製品製造業 二. 紙加工品製造業（セロファン製造業を除く） ホ. 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業 3. 電気業 4. ガス業 5. 自動車整備業 6. 機械修理業

講習日程
受付期間

講習会場 鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

定員

講習日	令和3年5月6日(木)～5月7日(金)	40名
受付日	令和3年4月5日(月)～4月9日(金)	
講習日	令和3年7月1日(木)～7月2日(金)	40名
受付日	令和3年5月31日(月)～6月4日(金)	
講習日	令和3年8月11日(木)～8月12日(木)	40名
受付日	令和3年7月12日(月)～7月16日(金)	
講習日	令和3年10月21日(木)～10月22日(金)	40名
受付日	令和3年9月21日(火)～9月24日(金)	
講習日	令和3年12月16日(木)～12月17日(金)	40名
受付日	令和3年11月15日(月)～11月19日(金)	
講習日	令和4年3月22日(火)～3月23日(水)	40名
受付日	令和4年2月21日(月)～2月25日(金)	

受講料・テキスト代
(税込み合計金額)

・会員事業所 ⇨ 12,980円
・一般 ⇨ 16,280円

内訳 ・受講料 会員 ⇨ 12,100円
一般 ⇨ 15,400円

・テキスト代 ⇨ 880円

※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

講習科目

- 学科 (1)作業方法の決定及び労働者の配置に関すること（2時間）
(2)労働者に対する指導又は監督の方法に関すること（2.5時間）
(3)危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること（4時間）
(4)異常時における措置に関すること（1.5時間）
(5)その他現場監督として行うべき労働災害防止活動に関すること（2時間）

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

修了証

所定の講習科目を修了された方に修了証を交付します。

受講対象者

新たに職務につくことになった職長その他作業中の労働者を直接指導又は監督する方

【安全衛生責任者教育を必要とする建設業の方へ】

当協会が実施する職長教育には安全衛生責任者教育は含まれておりません。

養成講習

労働者数50人未満の事業場における安全衛生活動を推進するためには、事業者の指揮を受けて日々具体的な安全衛生活動を担当する人を選任することが必要です。

このため、労働安全衛生法第12条の2の規定により、労働者数10人以上50人未満の事業場において製造業、建設業等所定の業種にあっては安全衛生推進者を、それ以外の業種にあっては衛生推進者を選任しなければならないこととされています。

安全衛生推進者を選任しなければならない業種

- 一、林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
- 二、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

※衛生推進者は上記以外の業種

■安全衛生推進者養成講習（登録番号） 500-1

講習日程 受付期間

講習会場 鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

表示例：オロ左のマークのある講習日については、オロシティホールでの実施となります。（鹿児島市卸本町 P31参照）

オロ

講習日	令和3年6月3日(木)～6月4日(金)	70名
受付日	令和3年4月26日(月)～4月30日(金)	
講習日	令和3年10月14日(木)～10月15日(金)	70名
受付日	令和3年9月13日(月)～9月17日(金)	
講習日	令和4年2月21日(月)～2月22日(火)	70名
受付日	令和4年1月24日(月)～1月28日(金)	

受講対象者

安全衛生推進者として選任予定の方

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

●講習期間／2日間（1日目9：00～16：40） 2日目9：00～14：30）

受講料・テキスト代 （税込み合計金額）

・会員事業所 ⇨ 12,530円
・一般 ⇨ 13,530円

内訳 ・受講料 ⇨ 12,100円
・テキスト代 会員 ⇨ 430円
一般 ⇨ 1,430円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

講習科目

- 学科 (1)安全管理（2時間）
(2)危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等（2時間）
(3)作業環境管理及び作業管理（2時間）
(4)健康の保持増進対策（1時間）
(5)安全衛生教育（1時間）
(6)安全衛生関係法令（2時間）

修了証

所定の講習科目を修了された方に養成講習修了証を交付します。

■衛生推進者養成講習（登録番号） 500-2

講習日程 受付期間

講習会場 オロシティホール（鹿児島市卸本町）

定員

講習日	令和3年8月27日(金)	70名
受付日	令和3年7月19日(月)～7月21日(水)	
講習日	令和3年12月27日(月)	70名
受付日	令和3年11月22日(月)～11月26日(金)	

受講対象者

衛生推進者として選任予定の方

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

●講習期間／1日間（9：00～15：40）

受講料・テキスト代 （税込み合計金額）

・会員事業所 ⇨ 8,300円
・一般 ⇨ 8,800円

内訳 ・受講料 ⇨ 7,700円
・テキスト代 会員 ⇨ 600円
一般 ⇨ 1,100円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

講習科目

- 学科 (1)作業環境管理及び作業管理（危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等を含む）（2時間）
(2)健康の保持増進対策（1時間）
(3)労働衛生教育（1時間）
(4)労働衛生関係法令（1時間）

修了証

所定の講習科目を修了された方に養成講習修了証を交付します。

危険再認識教育

■高所作業車運転業務従事者危険再認識教育

●講習期間／1日間（9：00～17：00）

厚生労働省においては、高所作業車の運転従事者に対して、危険性の再認識と安全な作業方法を徹底させるため、危険再認識教育を推進しております。本講習は、同省の通達に基づき、「危険再認識教育カリキュラム」により実施するものです。

講習日程 受付期間

講習会場 鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

定員

講習日 希望者が集まり次第実施します 10名
受付日

受講対象者

高所作業車の運転業務に従事する方で、高所作業車運転技能講習又は高所作業車の業務に係る特別教育を修了後、おおむね10年以上経過した方（申し込み時に修了証の写しが必要です）

受講料・テキスト代 （税込み合計金額）

・会員事業所 ⇨ 18,070円
・一般 ⇨ 21,370円

内訳 ・受講料 会員 ⇨ 16,500円
一般 ⇨ 19,800円
・テキスト代 ⇨ 1,570円

※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

講習科目

- 学科 (1)高所作業車による災害と技術動向
(2時間10分) (2)高所作業車の作業と安全
(3)実技教育の進め方
(4)災害事例と災害防止
- 実技 (1)死角確認
(5時間) (2)傾斜地車両設置
(3)地盤養生不良
(4)段差走行

申込方法

希望者数をご連絡ください。

修了証

所定の講習科目を修了された方に危険再認識教育修了証を交付します。

免許試験準備講習

常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、安全衛生管理業務のうち衛生に係る事項を担当させるため、衛生管理者を選任しなければならないこととされています。当協会では、衛生管理者の免許取得を目指す方のために試験準備講習を行っています。

＜選任を必要とする業種の区分＞

業 種	選任区分
・農林畜水産業・鉱業・建設業・製造業（物の加工業を含む）・電気業・ガス業 ・水道業・熱供給業・運送業・自動車整備業・機械修理業・医療業及び清掃業	・第一種衛生管理者 ・その他
・その他の業種	・第一種衛生管理者 ・第二種衛生管理者 ・その他

＜衛生管理者免許試験の受験資格＞

学 歴	経験年数	経験内容
大 学 又 は 高 等 専 門 学 校 卒 業 者	1 年 以 上	労働衛生の 実務に従事 した経験
高 等 学 校 又 は 中 等 教 育 学 校 卒 業 者	3 年 以 上	
そ の 他	10 年 以 上	

■第一種衛生管理者免許試験準備講習

●講習期間／3 日間（1 日目 9：00～17：30
2 日目 9：00～17：30
3 日目 9：00～16：00）

講習日程 講習会場 オロシティーホール（鹿児島市卸本町）
受付期間 定員

講習日	令和3年5月19日(水)～5月21日(金)	70名
受付日	令和3年4月19日(月)～4月23日(金)	

受講対象者 第一種衛生管理者免許試験を受けようとする方

申込方法 申込書に受講料・テキスト代を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

■第二種衛生管理者免許試験準備講習

●講習期間／2 日間（1 日目 9：00～16：30
2 日目 9：00～17：30）

講習日程 講習会場 オロシティーホール（鹿児島市卸本町）
受付期間 定員

講習日	令和3年6月10日(木)～6月11日(金)	70名
受付日	令和3年5月10日(月)～5月14日(金)	

受講対象者 第二種衛生管理者免許試験を受けようとする方

申込方法 申込書に受講料・テキスト代を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

令和3年度労働安全衛生法に基づく鹿児島地区出張特別試験のご案内

令和3年度の鹿児島地区出張特別試験（学科）は、次の要領で行われる予定です。

地 区 名	鹿児島会場
試 験 日	令和3年8月28日(土)、8月29日(日)
試 験 会 場	ホテル自治会館（鹿児島市鴨池新町7-4）予定
受 付 期 間	令和3年6月16日(水)～6月30日(水)
試 験 の 種 類	衛生管理者、クレーン・デリック、移動式クレーン、潜水土、揚貨装置、ボイラー関係
問 い 合 せ 先 等	別途「免許試験の御案内〔令和3年度出張特別試験用〕及び受験申請書」をお取り寄せのうえ、希望試験種類の受付団体へお問い合わせ下さい。

久留米市で受験 九州管内では、次の会場で労働安全衛生法に基づく各種免許試験を行っています。
（公財）安全衛生技術試験協会 九州安全衛生技術センター（〒839-0809 福岡県久留米市東合川5-9-3 TEL.0942-43-3381）
試験日・試験の種類等詳細は、「労働安全衛生法に基づく各種免許試験のご案内」をご覧ください。
インターネットで試験日程・試験問題が公表されています。ホームページ・アドレス <http://www.exam.or.jp/>（令和3年1月1日現在）

受験申請書の求め方 受験申請用紙の郵送を希望される方は、「必要部数」を明記したメモ書に、右記郵送料金分の郵便切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角型2号封筒 縦33cm 横24cmの大きさ）を同封の上、当協会本部・支部又は技術センターへお申し込み下さい。（又はレターパック）

テキスト・問題集等の取り扱い先 衛生管理者・クレーン関係等のテキスト類は、次の団体が取り扱っています。
○衛生管理者〔衛生管理（管理編）、衛生管理（法令編）、試験標準問題集の3種類があります。〕
■九州安全衛生サービスセンター 〒812-0008 福岡市博多区東光2-16-14 TEL.092-437-1664
■労働調査会九州支社〔問題集のみ〕〒810-0001 福岡市中央区天神4-2-20 TEL.092-713-1772
○クレーン関係
■日本クレーン協会福岡支部 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1-12-6 TEL.092-471-7152

中央労働災害防止協会(中災防)の各種研修会のご案内

中央労働災害防止協会(中災防)は、事業主の自主的な労働災害防止活動の促進を通じて、安全衛生の向上を図ることを目的に、労働災害防止団体法に基づき設立された団体です。

中災防は、職場のリスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)、ゼロ災運動、心とからだの健康づくりなどを「人材の育成」、「専門技術を駆使した技術サポート」、「最新かつ確かな情報の発信」の三つの側面から総合的にサポートいたします。

職場の安全衛生活動を支える管理・監督者、そして安全衛生スタッフを養成することは、事業場の安全衛生水準の向上に不可欠です。

当労働基準協会は、中災防の行う研修会に協力し事業場のニーズに対応した安全衛生教育を推進します。

中小規模事業場の自主的な安全衛生活動を支援するための研修会割引制度(令和2年度実績)

次の要件にすべてあてはまる事業場に対して研修会の料金の一部を割引料金で受講できます。

- ① 労災保険適用事業場
- ② 常時使用する労働者数が300人未満であること。
- ③ 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書の写し(労働基準監督署の受付印があるもの)を提出できること。

問合せ先

中央労働災害防止協会 九州安全衛生サービスセンター
〒812-0008 福岡市博多区東光2-16-14
TEL: 092-437-1664 FAX: 092-437-1669

ゼロ災運動 KYTトレーナー研修会

2日研修
定員36名
鹿児島市会場

- 対 象** 職場の監督者、安全衛生スタッフ等
- 内 容** 企業内におけるKYTトレーナーの養成を目的としてゼロ災活動の基本理念、実践的な活動技術等の体験学習を行います。
- 料 金** 22,770円(会員) 25,300円(一般)
- 割引料金** 13,662円(中小・会員) 15,180円(中小・一般)
- 日 程** 令和3年6月10日(木)～6月11日(金)

ゼロ災運動は、「一人ひとりカケガエノナイひと」この人間尊重の理念が、出発点です。
KY活動、指差呼称、4Sなどの普及・定着を進めていきます。

職場リーダー向け リスクアセスメント研修

1日研修
定員40名
鹿児島市会場

- 対 象** ISO45001の重要な柱であるリスクアセスメント実施の中心となる現場の監督者、職場リーダー、および実際にリスクアセスメントを実施する作業者の方
- 内 容** 職場での危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討等、リスクアセスメントの実際のやり方を理解して頂き、演習を中心にそのポイントを研修します。
- 料 金** 31,680円(会員) 35,200円(一般)
- 割引料金** 19,008円(中小・会員) 21,120円(中小・一般)
- ※料金は、予定であり変更になる場合があります。
- 日 程** 令和3年11月10日(水)

継続的に安全衛生管理を進めていく労働安全衛生マネジメントの導入・運用が産業界では求められています。

※研修間近になりましたら、(公社)鹿児島県労働基準協会ホームページ及び会報誌にてご案内致します。

～ 受講料・テキスト代のご案内（一覧表）～

(単位：円)

区分	掲載ページ	講習名	コース	価格（消費税込）		
				受講料	テキスト代	合計
技能講習 （就業制限）	5	車両系建設機械（整地等）運転	全科目※	66,000	会員 430 非会員 1,430	66,430 67,430
			免除者※	36,300	会員 430 非会員 1,430	36,730 37,730
	6	小型移動式クレーン運転	全科目※	28,600	会員 370 非会員 1,370	28,970 29,970
			免除者※	26,400	会員 370 非会員 1,370	26,770 27,770
	7	玉掛け	全科目※	22,000	会員 470 非会員 1,470	22,470 23,470
			免除者※	19,800	会員 470 非会員 1,470	20,270 21,270
	8	フォークリフト運転	全科目	30,800	会員 650 非会員 1,650	31,450 32,450
			免除者	19,800	会員 650 非会員 1,650	20,450 21,450
	9	高所作業車運転	全科目※	30,800	会員 470 非会員 1,470	31,270 32,270
			免除者※	29,700	会員 470 非会員 1,470	30,170 31,170
	10	床上操作式クレーン運転	全科目※	28,600	会員 680 非会員 1,680	29,280 30,280
			免除者※	26,400	会員 680 非会員 1,680	27,080 28,080
	10	不整地運搬車運転	※	34,100	会員 1,000 非会員 2,000	35,100 36,100
	11	車両系建設機械（解体用）運転	※	17,600	会員 430 非会員 1,430	18,030 19,030
	12	ガス溶接	※	8,800	会員 380 非会員 880	9,180 9,680
実技教習	12	移動式クレーン運転実技教習	全科目※	88,000	会員 3,565 非会員 4,565	91,565 92,565
			学科合格者※	81,400	会員 — 非会員 —	81,400 81,400
技能講習 （作業主任者）	13	有機溶剤作業主任者	—	12,100	会員 980 非会員 1,980	13,080 14,080
	14	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	—	12,100	会員 980 非会員 1,980	13,080 14,080
	15	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	※	17,600	会員 1,310 非会員 2,310	18,910 19,910
	15	石綿作業主任者	—	12,100	会員 980 非会員 1,980	13,080 14,080
	16	乾燥設備作業主任者	—	12,100	会員 540 非会員 1,540	12,640 13,640
	16	建築物等の鉄骨の組立等作業主任者	※	12,100	会員 1,400 非会員 2,400	13,500 14,500
養成講習	23	安全衛生推進者	—	12,100	会員 430 非会員 1,430	12,530 13,530
	23	衛生推進者	—	7,700	会員 600 非会員 1,100	8,300 8,800

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売となります。

区分	掲載ページ	講習名	コース	価格（消費税込）		
				テキスト代	受講料	合計
特別教育	17	ローラー運転	※	1,700	会員 15,400 非会員 18,700	17,100 20,400
	17	クレーン運転	※	1,680	会員 15,400 非会員 18,700	17,080 20,380
	18	小型車両系建設機械（整地等）運転	※	1,370	会員 15,400 非会員 18,700	16,770 20,070
	18	アーク溶接等	※	1,100	会員 17,600 非会員 20,900	18,700 22,000
	19	巻上げ機	※	1,300	会員 14,300 非会員 17,600	15,600 18,900
	19	研削といしの取替え等（自由研削といし）	—	1,320	会員 9,900 非会員 11,000	11,220 12,320
	20	酸素欠乏・硫化水素	—	1,320	会員 7,700 非会員 8,800	9,020 10,120
	20	低圧電気取扱い	※	770	会員 15,400 非会員 18,700	16,170 19,470
	20	粉じん作業	—	880	会員 7,700 非会員 8,800	8,580 9,680
	21	フルハーネス型墜落制止用器具	※	800	会員 9,900 非会員 11,000	10,700 11,800
その他	22	安全管理者選任時研修	—	1,650	会員 15,400 非会員 19,800	17,050 21,450
	22	職長教育	—	880	会員 12,100 非会員 15,400	12,980 16,280
再認識	23	高所作業車運転業務従事者危険再認識教育	—	1,570	会員 16,500 非会員 19,800	18,070 21,370
準免許講習試験	24	第1種衛生管理者	—	6,600	会員 14,300 非会員 17,600	20,900 24,200
	24	第2種衛生管理者	—	4,840	会員 11,000 非会員 14,300	15,840 19,140

※印の講習は人材開発支援助成金を利用できます。（詳細は28ページ）

○テキスト代は、出版社の都合により事前に断りなしに変更される場合がありますのであらかじめご了承ください。

(2021.2.1現在)

講習科目の免除一覧表

技能講習名	受講の免除を受けることのできる者	免除講習科目
車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習	1 道路交通法第84条第3項の大型特殊自動車免許又は同条第4項の大型特殊自動車第二種免許を有する者 2 次のいずれかに掲げる者であって、令第20条第12号若しくは安衛則第36条第9号の業務のうち令別表第7第1号、第2号若しくは第6号に掲げる建設機械の運転の業務又は令第20条第14号若しくは安衛則第36条第5号の3の業務に、三月以上従事した経験を有する者 - イ 道路交通法第84条第3項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有する者 - ロ 道路交通法第84条第4項の大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を有する者 3 不整地運搬車運転技能講習を修了した者	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 走行の操作
不整地運搬車運転技能講習	1 建設業法施行令第27条の3に規定する建設機械施工技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法を選択しなかったもの又は二級の技術検定で昭和48年建設省告示第860号に定められた第2種から第6種までの種別に該当するものに合格した者 2 道路交通法第84条第3項の大型特殊自動車免許又は同条第4項の大型特殊自動車第二種免許を有する者 3 次のいずれかに掲げる者であって、令第20条第12号若しくは安衛則第36条第9号の業務のうち令別表第7第1号、第2号若しくは第6号に掲げる建設機械の運転の業務又は令第20条第14号若しくは安衛則第36条第5号の3の業務に、三月以上従事した経験を有する者 - イ 道路交通法第84条第3項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有する者 - ロ 道路交通法第84条第4項の大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を有する者 4 車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習又は車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 走行の操作
玉掛け技能講習	1 クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者 2 床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者 3 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令第6条の規定による改正前のクレーン等安全規則第223条に規定するクレーン運転士免許又は同令第235条に規定するデリック運転士免許を受けた者	クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識 クレーン等の運転のための合図
床上操作式クレーン運転技能講習	1 移動式クレーン運転士免許を受けた者 2 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	運転のために必要な力学に関する知識 運転のための合図
	1 揚貨装置運転士免許を受けた者 2 玉掛け技能講習を修了した者 3 旧クレーン則第235条に規定するデリック運転士免許を受けた者	運転のために必要な力学に関する知識 運転のための合図
小型移動式クレーン運転技能講習	1 クレーン・デリック運転士免許を受けた者 2 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者 3 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令第6条の規定による改正前のクレーン等安全規則第223条に規定するクレーン運転士免許を受けた者	運転のために必要な力学に関する知識 運転のための合図
	1 揚貨装置運転士免許を受けた者 2 玉掛け技能講習を修了した者 3 旧クレーン則第235条に規定するデリック運転士免許を受けた者	運転のために必要な力学に関する知識 運転のための合図
フォークリフト運転技能講習	1 道路交通法第84条第3項の大型特殊自動車免許（カタピラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とするものを除く。）又は同条第4項の大型特殊自動車第二種免許（カタピラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とするものを除く。）を有する者	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 走行の操作
	1 道路交通法第84条第3項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許（カタピラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とするものに限る。）を有する者 2 道路交通法第84条第4項の大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許又は大型特殊自動車第二種免許（カタピラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とするものに限る。）を有する者	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識
高所作業車運転技能講習	移動式クレーン運転士免許を受けた者又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	原動機に関する知識 運転に必要な一般的事項に関する知識
	1 建設業法施行令第27条の3に規定する建設機械施工技術検定に合格した者 2 道路交通法第84条第3項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許若しくは大型特殊自動車免許又は同条第4項の大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許若しくは大型特殊自動車第二種免許を有する者 3 フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習、車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習、車両系建設機械（解体用）運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者	原動機に関する知識

建設事業主の方へ 人材開発支援助成金 (建設労働者技能実習コース) のご案内

建設事業主は、国の制度である「人材開発支援助成金」を活用することにより受講料等の負担が軽減されます。

詳細は、鹿児島労働局職業対策課助成金申請コーナー（TEL 099-219-5101）へお問い合わせください。

雇用保険料率 1,000 分の 12 の適用を受ける事業主

対 象 者

雇用保険加入者

建設業法における建設業の許可区分は以下の通りです。

土木一式工事	とび・土工・コンクリート工事	タイル・れんが・ブロック工事	しゅんせつ工事	機械器具設置工事	熱絶縁工事	建具工事 解体工事
建築一式工事	石工事	管工事	ほ装工事	防水工事	電気通信工事	水道施設工事
大工工事	屋根工事	鋼構造物工事	板金工事	内装仕上工事	造園工事	消防施設工事
左官工事	電気工事	鉄筋工事	ガラス工事	塗装工事	さく井工事	清掃施設工事

支 給 要 件

- ① 受講料を事業主が負担していること。
- ② 講習期間中、賃金を支払っていること。

助 成 額

- ・ 受講料 (45～75%)
- ・ 賃金助成 (6,650～9,600円) × 日数分〔1日あたり3時間の受講が必要〕
※事業場規模により変動

助成対象となる技能講習等

- 1 車両系建設機械（整地等）運転技能講習
- 2 小型移動式クレーン運転技能講習
- 3 玉掛け技能講習
- 4 床上操作式クレーン運転技能講習
- 5 高所作業車運転技能講習
- 6 不整地運搬車運転技能講習
- 7 ガス溶接技能講習
- 8 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
- 9 移動式クレーン運転実技教育
- 10 車両系建設機械（解体用）運転技能講習
- 11 建築物等の鉄骨の組立等作業主任者技能講習

助成対象となる特別教育

- 1 ローラー運転業務の特別教育
- 2 小型車両系建設機械（整地等）運転業務の特別教育
- 3 クレーン運転業務の特別教育
- 4 巻上げ機の運転業務の特別教育
- 5 アーク溶接等の業務の特別教育
- 6 低圧電気取扱業務の特別教育
- 7 フルハーネス型墜落制止用器具の特別教育

手続きの流れ

事業場

講習申込み時に助成金利用の申し出をします。

教習所

講習時に助成金支給申請書を受講者へお渡しします。

事業場

講習終了後、申請書類を作成し2ヶ月以内に労働局へ提出します。

受講申込書の助成金利用欄 ☒ にチェック

支給決定通知・助成金の送金

申 請
問 合 せ 先

鹿児島労働局 職業対策課 助成金申請コーナー TEL 099-219-5101 FAX 099-227-7707
〒 892-0847 鹿児島市西千石町 1-1 鹿児島西千石第一生命ビル2階

(注意) この助成金案内は令和3年2月1日現在の内容であり変更になる場合があります。ご了承ください。

労働基準協会への入会のご案内

当協会は、労働条件向上及び労働災害防止並びに労働衛生対策に関する事業を行い、もって勤労者の福祉の向上に寄与することを目的として設立された公益法人です。

職場の人々が、安全で健康に働ける職場環境の形成をめざして各種事業を進めております。

是非、ご入会下さいますようご案内致します。

会員となるには

県内の地域ごとに設置された各支部に直接お問い合わせ、お申し込み下さい。
(入会申込書は本ページ下段に、各支部お問い合わせ先は30ページをご参照下さい。)

会員のメリット

割引サービス

各種料金の割引サービスを受けられます。

- 技能講習で使用するテキスト代の割引
- 特別教育等の受講料・参加費などの割引
(例：アーク溶接・酸欠特別教育を受講する場合、受講料1人当り1,000円～4,000円の割引)
- 安全衛生教育視聴覚教材(DVD)の貸出し(無料)

情報提供

各種情報提供を受けられます。

- 毎月、無料で機関誌「鹿児島労基」を配付し、労働安全衛生関係法令、労働行政の情報提供。
- 労働安全衛生法に基づく各種講習案内
- 全国安全週間、全国労働衛生週間説明会のご案内

用品の申込み

中央労働災害防止協会安全衛生用品購入のお手伝い。

- 安全・衛生週間・年末年始無災害運動用品
- 安全衛生教育テキスト
- 労働局・監督署への各種届出用紙の配付

中災防のポスター・用品例



年会費(全支部統一金額)

労働者数	会費(非課税)
9人以下	4,000円
10人から29人	5,000円
30人から99人	8,000円
100人から199人	10,000円
200人から499人	12,000円
500人以上	20,000円

-----キリトリ<コピーしてお使い下さい。>-----

正会員入会申込書

フリガナ			
事業場名			
所在地	〒		
フリガナ			
代表者職氏名			
電話番号		FAX番号	
事業の種類			
労働者数	(パート・アルバイトを含む)		
	計	名	

貴協会の趣旨に賛同し、正会員として申し込みます。

年 月 日

代表者氏名

印

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会 会長 殿

(公社)鹿児島県労働基準協会 支部のご案内

当協会は、各種事業推進のため鹿児島県内に8箇所の支部を設置し、会員事業場のサービス向上に努めてまいります。
(令和3年2月現在)

支 部 名	所 在 地	電 話 番 号
鹿 児 島	〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16-16 (担当地区) 鹿児島市、いちき串木野市、指宿市、日置市(日吉町、吹上町を除く)、 鹿児島郡、南九州市(知覧町、川辺町を除く)、熊毛郡(屋久島町)	TEL 099-226-7427 FAX 099-226-7429
川 内	〒895-0063 薩摩川内市若葉町4-12 (担当地区) 薩摩川内市、阿久根市、出水市、薩摩郡、出水郡	TEL 0996-25-1377 FAX 0996-41-3936
鹿 屋	〒893-0064 鹿屋市西原4-14-22 (担当地区) 鹿屋市(輝北町を除く)、垂水市、肝属郡	TEL 0994-40-9055 FAX 0994-40-9056
加 治 木	〒899-5211 始良市加治木町新富町102-2 (担当地区) 霧島市、始良市、伊佐市、始良郡湧水町	TEL 0995-63-1030 FAX 0995-63-1030
※加 世 田	〒897-0006 南さつま市加世田本町53-6 (担当地区) 南さつま市、枕崎市、南九州市(知覧町・川辺町)、日置市(日吉町・吹上町)	TEL 0993-58-2183 FAX 0993-58-2184
※志 布 志	〒899-7103 志布志市志布志町志布志3225-3 (担当地区) 志布志市、曾於市、鹿屋市輝北町、曾於郡大崎町	TEL 099-472-4877 FAX 099-472-4833
大 島	〒894-0026 奄美市名瀬港町15-1 細会館ビル5階 (担当地区) 奄美市、大島郡	TEL 0997-53-5487 FAX 0997-53-6270
種 子 島	〒891-3101 西之表市西之表16,388 ゆうこうビル101号 (担当地区) 西之表市、熊毛郡(中種子町、南種子町)	TEL 0997-22-2736 FAX 0997-22-2731

〈※印の支部には、監督署への届け用紙も置いてありますのでお気軽にご相談下さい。〉

労働保険

労働保険の加入手続きはお済みですか。

上記支部(大島、種子島支部を除く)では、事業主の委託を受けて、
事業主が行うべき労働保険の事務の処理を行っています。

労働保険事務組合へ

まずは相談

2021年 年 間 標 語

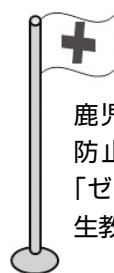
健康と安全作業を積み重ね 築くゼロ災 みんなの誇り

鹿児島県内の労働災害防止団体のご案内

鹿児島県内には、労働災害防止を目的とする産業別の労働災害防止団体が設置されており、各種の技能講習・安全衛生教育を実施しています。

建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部	林業・木材製造業労働災害 防止協会鹿児島県支部	陸上貨物運送事業労働災害 防止協会鹿児島県支部	港湾貨物運送事業労働災害 防止協会鹿児島県支部
〒890-8512 鹿児島市鴨池新町6-10 鹿児島県建設センター内 TEL 099-257-9211 FAX 099-257-9214	〒891-0115 鹿児島市東開町3-2 鹿児島県木材協同組合連合会内 TEL 099-267-5681 FAX 099-267-2407	〒891-0131 鹿児島市谷山港2丁目4番15号 鹿児島県トラック研修センター内 TEL 099-284-6217 FAX 099-261-1169	〒892-0835 鹿児島市城南町22-1 鹿児島港湾福祉センター内 TEL 099-226-2611 FAX 099-222-4263
建 災 防	林 災 防	陸 災 防	港 湾 災 防

鹿児島県砕石 協同組合連合会	(一社)日本ボイラ協会 鹿児島県支部	(公社)建設荷役車両安全技術協会 鹿児島県支部
〒890-0064 鹿児島市鴨池新町21-1 町田ビル205号 TEL 099-255-2311 FAX 099-255-2317	〒892-0816 鹿児島市山下町9-31 第一ボクエビル205号 TEL 099-223-1544 FAX 099-223-1564	〒891-0123 鹿児島市卸本町6-12 鹿児島総合卸商業団地協同組合内 TEL 099-260-0615 FAX 099-260-0646
砕 石 連	ボ イ ラ 協 会	建 荷 協



鹿児島県の各労働災害
防止団体は、労働災害
「ゼロ」を目指し安全衛
生教育を推進します。

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会本部案内図

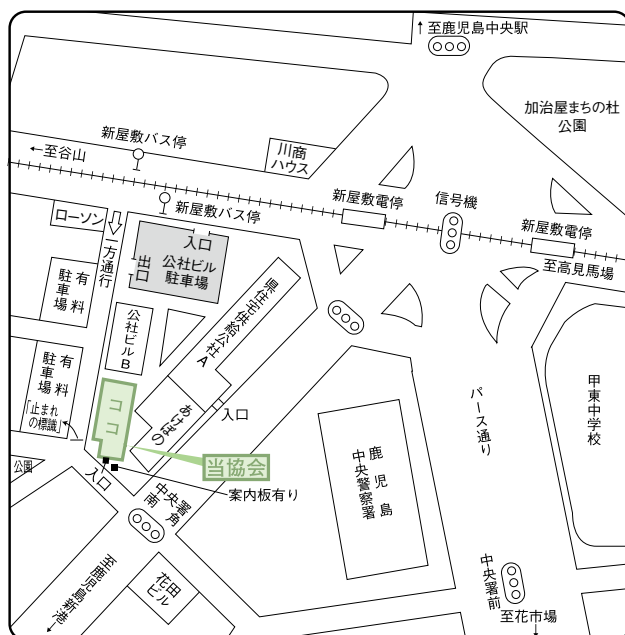
所在地

鹿児島市新屋敷町16-16 TEL 099-226-3621 FAX 099-226-3622

当協会の専用駐車場はありません。
公社ビル駐車場をご利用の上、駐車券をご持参下さい。(50分無料)

交通機関

- 市電 鹿児島駅～谷山線
新屋敷電停下車徒歩3分
- 市バス ⑮東紫原線
⑯鴨池港文化ホール線
⑰大学病院線
いずれも新屋敷バス停下車徒歩3分
- 鹿児島交通 ②谷山・動物園線
③七ツ島1丁目線
⑯鴨池港線
いずれも新屋敷バス停下車徒歩3分
- その他のバス 高見馬場バス停下車徒歩約15分
- JR 鹿児島駅下車、車で約10分
鹿児島中央駅下車、車で約5分
- 高速道路利用 九州自動車道鹿児島インター
(田上町)より約15分



オロシティーホール案内図

所在地

鹿児島市卸本町6-12 ☎099-260-2111
(鹿児島総合卸商業団地組合内 駐車場有)

鹿児島教習所案内図

所在地

鹿児島市七ツ島1丁目6-2 ☎099-261-6298
(工業団地1号用地の南端、駐車場少)

交通機関

鹿児島交通バス (ダイヤ改正の場合あり)

《問い合わせ先》鹿児島交通 ☎099-254-8970

①5番線(卸本町・七ツ島1丁目行)七ツ島1丁目バス停下車徒歩約3分位です。

主	金	高	鹿	新	郡	谷	南	卸	南	教	七
左	生	見	児	屋	元	山	紫	本	紫	育	ツ
通	馬	馬	島	敷	元	電	原	町	原	島	島
停	場	場	市	電	元	停	線	中	線	1	1
車											
場											

始発便 7:06 → 7:09 → 7:13 → 7:18 → 7:26 → 7:40 → 7:41 → 7:46 → 7:48 → 7:50 → 8:03

2番便 7:36 → 7:39 → 7:43 → 7:48 → 7:56 → 8:10 → 8:11 → 8:16 → 8:18 → 8:20 → 8:33

②谷山・動物園線〔動物園行〕鹿児島駅より発車し動物園入口バス停下車

バス停より教習所まで約2km車で約10分です。

※始発便は土日祝日運休

※帰りの便は、15:10、17:20の2本のみに なります。

JR利用 〔指宿・枕崎線〕五位野駅下車、駅より教習所まで約2.6km

車で約15分です。徒歩約50分。

《問い合わせ先》鹿児島中央駅 ☎099-254-3404

途	鹿	郡	南	宇	谷	慈	坂	五	平
中	児	元	鹿	宿	山	眼	上	位	川
止	島		島						
車									
場									

高速道路利用

谷山ICを直進し「交通安全教育センター前」を右へ進み産業道路
経由が便利です。



受講手続き案内

申し込み 問い合わせ先

鹿児島教習所及びオロシティー実施分につきましては、下記の窓口にて受付致します。
郵送でのお申込みは、本部のみ受付致します。

公益社団法人 **鹿児島県労働基準協会 本部**

〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16-16 (P31参照)

TEL.099-226-3621 FAX.099-226-3622

公益社団法人 **鹿児島県労働基準協会 鹿児島教習所**

〒891-0132 鹿児島市七ツ島1-6-2 (P31参照)

TEL.099-261-6298 FAX.099-261-6299

■問い合わせ時間 8:30～12:00 13:00～17:00 (土・日曜日・祝祭日除く)

(注)ガス溶接技能講習等一部の講習については、申込先が各支部に変わりますのでご留意下さい。

申込方法

「申し込みに必要なもの」を受付期間に、郵送・送金又はご持参の方法でお申し込み下さい。

受付は受付期間内必着とし、先着順で受け付けさせていただきます。なお、電話・FAXでの受付は致しません。

受講料・テキスト代 の送金先

銀行名・口座番号：鹿児島銀行 本店営業部 当座預金 8526

口座名：(公社)鹿児島県労働基準協会

振込手数料は、申込者でご負担下さい。

(注)ガス溶接技能講習等一部の講習については、振込先が各支部に変わりますのでご留意下さい。

講習実施会場

講習は、当協会の鹿児島教習所を中心に実施します。お気軽にお問い合わせ下さい。

お願い 専用駐車場がありますが、駐車スペースが限られていますので、公共交通機関又は相乗りをお願いします。

申し込みに必要なもの

※一部講習につきましては、他会場となります。受講票等でご確認の上、お間違えのないようにご留意下さい。

① 所定の受講申込書

この案内書のP33にのじてありますので、切りはなしてお使い下さい。なお、当協会本部、教習所、各地区労働基準協会支部にもあります。ホームページよりダウンロード可能です。

② 写真1枚

申し込み前6ヶ月以内撮影、縦3.0cm×横2.4cm裏に氏名を記入し、申込書に貼付して下さい。但し、衛生管理者試験準備講習は必要ありません。

③ 顔写真付きの本人確認証明書の写し (鹿児島労働局の指導に基づく)

(氏名、生年月日、住所等が確認できる自動車運転免許証(表裏)、外国人労働者は在留カード等)

注1) 顔写真の無い本人確認証明書の場合は、2種類の公的証明書の提出が必要です。

例) 健康保険被保険者証+住民票 等 ※衛生管理者試験準備講習は必要ありません。

注2) 申込書記入の住所と本人確認書類の住所が異なる場合は、申込書記入の住所を証明できる書類も提出が必要です。

④ 実務経験従事証明 (受講資格を必要とする講習のみ必要です。)

申込書裏面に資格に関する事項を記入し、事業者の証明を受けて下さい。

必要な業務従事歴(年数)が複数事業場におよぶ場合はそれぞれの事業者の証明が必要です。

また受講資格によっては、卒業証明書(原本)等の添付が必要です。

提出のない場合は受講資格が認められません。なお、受講者本人による証明は認められません。

⑤ 修了証・免許証等の写し (講習科目の一部の免除を受けようとするとき必要です。)

免除資格の証明書(修了証・免許証等の写し)を申込書に貼付して下さい。

講習当日の免除申請は受付できません。申し込み時に貼付できない方は認められません。

⑥ 受講料・テキスト代

申込後の通知

受講票にて講習日時、受講場所を郵送により通知致します。なお、講習日の約1週間前になっても届かない場合はご連絡下さい。

受講にあたって

① 遅刻の場合、受講できません。朝は特に渋滞しますので、時間には余裕をもってお越し下さい。

② 講習当日、遅刻・早退・欠席などの理由で規定の講習時間を受講できない場合は失格となり、受講料は払い戻ししません。

③ 定員の場合を除き原則として受講料は返金しません。但し、講習初日の開始前までに連絡を頂いた場合に限り、取消し事務手数料1,000円(消費税別)、振込手数料を差し引いて返金します。

④ 講習科目の一部免除を受ける場合は、修了証・免許証・卒業証書等の原本確認をしますので、講習当日ご持参下さい。

⑤ 講習テキストは、当日講習会場でお渡しします。

⑥ 実技講習では、受講に適した服装が必要となります。※必要なものは、受講票でお知らせします。

⑦ 講習会場には食堂はありません。鹿児島教習所においては、外部の業者による昼食弁当の予約販売(当日限り)がありますので講習開始前までに申し込み下さい。

その他

① 受付期間内に定員に達した場合は、締め切らせて頂きます。また、受付期間外に申し込まれた方は、お断りすることがあります。

② 申込者数等により、講習日を変更して実施する場合がありますので、講習日・受付日等を確認のうえ、お申し込み下さい。

③ 受講申込者が少ない場合は、講習の実施を中止する場合があります。

④ テキストの価格は、改訂等により事前に断りなしに変更する場合があります。

⑤ 新型コロナウイルス感染症の拡大等、また、台風等により講習を中止又は延期する場合があります。

⑥ この案内書は令和3年2月作成のものです。改定等により内容が変更になる場合があります。

個人情報 の取扱いについて

当協会では個人情報保護マネジメントシステムに取り組んでおります。お客様から当協会へ提出された個人情報は本人の承諾なく講習に関する目的以外の利用や第三者に提供することはありません。但し、監督官庁等へ義務付けられた報告はさせていただきます。

受講申込書

写 真 1 枚

受講希望の講習に○印（1箇所）を記入下さい。（★、※、◎は下記注意事項をお読み下さい）

技能講習等	車両系建設機械運転（整地等）	★フォークリフト運転	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者
	◎車両系建設機械運転（解体用）	◎不整地運搬車運転	※乾燥設備作業主任者
	小型移動式クレーン運転	移動式クレーン運転実技教習	※建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者
	床上操作式クレーン運転	有機溶剤作業主任者	ガ ス 溶 接
	玉 掛 け	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	
	★高所作業車運転	石綿作業主任者	
特別教育等	ローラー運転	酸素欠乏・硫化水素危険作業	衛生推進者養成講習
	小型車両系建設機械運転（整地等）	粉じん作業	安全管理者選任時研修
	クレーン運転	低圧電気取扱業務	高所作業車危険再認識教育
	巻上り機	フルハーネス型墜落制止用器具	第1種衛生管理者試験準備講習（写真・本人確認書類不要）
	アーク溶接等	職長教育	第2種衛生管理者試験準備講習（写真・本人確認書類不要）
	研削といしの取替等	安全衛生推進者養成講習	

写真貼付欄

・サイズ30mm×24mm
・写真全面のり付け

＜写真撮影時等の注意＞

- ・申込前6ヶ月以内のもの
- ・正面、脱帽、上三分身、背景無地
- ・裏面に氏名を記入のこと

注意 サングラスやヘアバンド等により、顔の一部が隠れているものやデジタル写真の品質に乱れがあるもの等は受理できないことがあります。

「入力のため、太枠内のみ、正確にもれないようご記入願います。」

受講希望日	令和 年 月 日から実施分	受講資格証、科目免除資格者証の写しを 下記のとおり位置に貼付して下さい。 講習当日の免除申請はできません。	
受 講 者	フリガナ		
	氏 名	(姓)	(名)
	生年月日	昭和 年 月 日生 満 才	
	住 所	〒	
勤 務 先	連絡先電話	自宅	携帯
	名 称		
	所 在 地	〒	
	電 話	電話：	F A X：
先 達	会員の有無	○で開んで下さい	
	連 絡 者	（部署）	（担当者名）
受講料・テキスト代納入予定日	月 日に	1. 銀行振込 2. 現金払い	で 円納入 ※必ず申込受付期間内に納入願います。
希望する書類送付先	1. 受講者住所 2. 勤務先 3. その他（ ）		
※個人情報の取扱いについて（ご確認の上、✓をお願いします。） 当協会では、よりよいサービスを提供させていただくために、必要最低限の個人情報を取得させていただきます。この情報は受験準備、講習における利用、修了証等の作成の目的外に利用することはありません。ご本人の承諾なく第三者に提供することはございません。ただし、監督官庁等へ義務づけられた報告はさせていただきます。 個人情報の取扱いに、 ☐ 同意します ☐ 同意しません (同意を頂けない場合は、修了証が作成できない等の不利益があります。) ※個人情報に関するお問い合わせ 鹿児島教習所 所長 TEL099-261-6298			

受 講 番 号	
確 認 欄	
入金日	令和 年 月 日
入金額	円
入金方法	現金・書留・銀振
テキスト	当日渡・渡済・未購入
免 除	有 ・ 無
備考	

確 認 者	管理者印	担当者印

人材開発支援助成金（支給要件あり）を申請希望される方は、✓をお願いします。 ☐

本人確認書類・修了証・免許証等のり付け位置

（注意事項）

- 必ず、顔写真付きの本人確認証明書（氏名、生年月日、住所等が確認できる自動車運転免許証等）の写しを貼付して下さい。
注1）顔写真の無い本人確認証明書の場合は、2種類の公的証明書の提出が必要です。
例）健康保険被保険者証＋住民票 等（鹿児島労働局の指導に基づく）
注2）申込書記入の住所と本人確認書類の住所が異なる場合は、申込書記入の住所を証明できる書類も提出が必要です。
- 講習科目の免除を受けようとするときは、免除資格の証明書（修了証・免許証等（表裏）の写し）を貼付して下さい。
- ※印を付した講習を受講する場合は、裏面に受講資格に関する事項（実務経験従事証明書）を記入し、事業者の証明を受けて下さい。
★印を付した講習を受講する場合は、普通自動車運転免許証等の写しをのり付け位置に貼付して下さい。
◎印を付した講習を受講する場合は、受講資格者証の写しをのり付け位置に貼付して下さい。
- 詳しいことは、「講習案内書」の各ページをご覧ください。
- 受付期間内に定員に達した場合は、締め切らせて頂きます。
- 申し込み完了後、受講票をお送りします。講習日の1週間前になっても届かない場合は、ご連絡下さい。

〈申込先〉 公益社団法人 鹿児島県労働基準協会
〔〒892-8550〕 鹿児島市新屋敷町16番16号 TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

注）ガス溶接技能講習等一部の講習については、申込先が各支部に変わりますのでご留意下さい。

（令和3年度）

受付期間内に定員に達した場合は、締め切らせて頂きます。

(1) 実務経験従事証明書（小型車両系）

1 証明を受けようとする者の氏名 _____

2 証明する事項
【車両系建設機械（整地等）運転技能講習関係】
 大型・中型・準中型自動車運転免許又は普通自動車運転免許等を有し、かつ、小型車両系建設機械（整地等）運転特別教育修了後、3ヶ月以上の小型車両系建設機械（整地等）運転の業務に従事した経験

小型車両系建設機械（整地等）運転特別教育修了日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

特別教育修了後、運転した機械の詳細		メーカー名	
型 式		機体質量	kg
運転した機械の所有者 (選択)	①自社所有 ②リース【 リースの場合は会社名を記入のこと。】		

下記書類を確認の上、ご記入下さい。
 ①自社所有の場合は仕様書、カタログ、特定自主検査表等
 ②リースの場合は、運転した期間中のリースを証明する契約書、仕様書、カタログ、特定自主検査表等
 （確認の為、特定自主検査表、契約書等の写しの提出を求めることがあります。）

上記の業務に従事した期間
 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 事業者による証明
 上記1の者は、上記2の経験を有することについて相違ないことを証明します。
 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 事業場所在地 TEL ()
 事業場名称
 事業者職名・氏名 職印

〔備考〕 1 事業者職名・氏名の箇所の「職印」は、社長、支店長等の職を表す印（又は社印と個人印の両方）を押印して下さい。
 2 受講者本人による証明は認められません。（一人親方の場合は、元方事業者等の証明が必要です。）

(2) 実務経験従事証明書（その他）

1 証明を受けようとする者の氏名 _____

2 証明する事項
【鉄骨組立等作業主任者技能講習関係】
☐ (1) 建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更の作業（「建築物等の鉄骨の組立て等作業」という）に関する作業に3年以上従事した経験
☐ (2) 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験
 { 学校・学科名・卒業年月 }

【乾燥設備作業主任者技能講習関係】
☐ (1) 乾燥設備の取扱いの作業に5年以上従事した経験
☐ (2) 学校教育法による大学又は、高等専門学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後1年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験
 { 学校・学科名・卒業年月 }
☐ (3) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験
 { 学校・学科名・卒業年月 }

上記の業務に従事した期間
 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 事業者による証明
 上記1の者は、上記2の経験を有することについて相違ないことを証明します。
 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 事業場所在地 TEL ()
 事業場名称
 事業者職名・氏名 職印

〔備考〕 1 事業者職名・氏名の箇所の「職印」は、社長・支店長等の職を表す印（または社印と個人印の両方）を押印して下さい。
 なお、記名押印することに代えて社長・支店長等の署名（職名と氏名）でも差し支えありません。
 2 学歴等による受講資格の場合、卒業証明書（原本）等が必要です。
 3 受講者本人による証明は認められません。

(3) 証明例

3 事業者による証明
 上記1の者は、上記2の経験を有することについて相違ないことを証明します。
 令和3年 4月 1日
 事業場所在地 鹿児島市〇〇町15番10号
 事業場名称 (株)安全建設 城山営業所
 事業者職名・氏名 所長 安全 一郎 職印

所城安株
之山全式
印営建会
業業設社
 (社印)

+

安全
 (個人印)
 または自筆署名の
 所長 安全 一郎